

令和3年色麻町議会定例会9月会議会議録（第2号）

令和3年9月8日（水曜日）午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

5番	河野諭君	6番	小川一男君
----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長補佐	大槻清章君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第2号

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、5番河野 諭議員、6番小川一男議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。前日に引き続き一般質問を行います。

次に、4番白井幸吉議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。白井幸吉議員。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

○4番（白井幸吉君） ただいま議長より発言のお許しを得ましたので、通告しております質問事項について一般質問をさせていただきます。

まずもって、通告しておりますのが認定こども園整備方針ということですが、これにつきましては3月29日の議員全員協議会で認定こども園の基本計画が示されました。その中で、場所は現在の色麻幼稚園、旧清水小学校であります。そして、運営形態は民設民営にするとのこととあります。また、過半8月6日の議員全員協議会では認定こども園の整備方針として、より具体化した内容とのことと説明を受けたところであります。その後、我々の産業民生常任委員会において所管事務調査をさせていただきまして、改めて認定こども園整備方針について調査を行って、委員会報告もさせていただきまして、そのことも踏まえて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、建設予定地ではありますが、予定地としての位置は町の中心となる場所ではないと考えますが、建設予定について町長はこの場所についてどのように考えているか、まずもってお聞きしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 白井議員の認定こども園関係についての質問に答えたいと思いません。

場所は町の中心部でないというお話がございましたけれども、地形的に町の中心部と言われますと、多分農免道路の上郷地区だろうと思っております。そういう意味で言ったのかどうか分かりませんが、それはそれとして、この場所の決定については、前回の議会でも大分質問を受けた際に回答申し上げておりますけれども、子育て会議の皆さんに答申を受けたそのことについて尊重しながら進めたいというのが私の考えでありまして、その答申を受けた内容が今の現在の幼稚園の跡地ということでありましたので、そういうふうに進めておるところでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 子ども子育て会議の答申を踏まえてということですが、現在色麻中学校、色麻学園も後からそこに建てられましたが、なぜもともと色麻にも中学

校2つあって、現在のところに統合されたという経緯があります。なぜ今の場所なのかということは、やはり位置的に、場所的に町の中心ではないであるから今の場所になったと私は考えます。私などもこの町民の方々からなぜこども園が中心部でないところに決まったのかと多くの町民の方々から話を受けます。それについては、子ども子育て会議において答申された内容とのことでの決定だという説明はしておりますが、やはり町民の方々もその辺は少し疑問を持っている方もおるようでございます。そのような話は町長の身に届いているかどうかは分かりませんが、私の考えとしては新しい建物を建設する場合には、いろいろな意味でやはり長い年月、これから町民の方々を使用させていただく場所、そして町民の方が関わる送迎とか、また、子供たちの利用、通園、通所などを考えた場合においては、やはり利用する方々のことを一番基本として考えるのが重要ではないかと考えます。そのことを踏まえて、やはり利用する方々の公平性とかを考えた場合においては、中心地でない場所に造るといえるのはいかがなものか。中心地でない予定地に造るといえることはあってはならないのではないのかなという、できれば、できればあってはならないことかなと考えますが、その辺、町長はどのような考えをお持ちなのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町の中心というよりも、学校の近辺という意味なんですか。さっき言ったように、地形的に言えば町の中心と言われますと、多分農免道路の上郷の辺りなんですよ、地形的に、中心地は。ただ、今の話を聞きますと、学校周辺というふうに言われているようですけれども、それを中心ということで今言われたんだというふうに思っていますが、実際に私の耳に入っているのは、これは特定の人ですけれども、10人かそこらの人たちから言われたことは、学校の近くに造ってほしいという声は1つもございません。むしろ、今の場所からは離さないでほしい、あるいは子供の声を聞けなくなるね、それでは駄目だねというような話も承ったこともありますし、それから愛宕山何で駄目なのっしややという声も私には受けました。いずれもそういうことを踏まえたわけではございませんけれども、さっき答弁しましたとおり、子育て会議の皆さんに諮問したわけですので、その子育て会議では皆さんの資料にも配付したと思っておりますけれども、場所を五、六か所を選定をして、その中で適地はどこかということで判断されたものですので、利用する人を中心というような考えもそれはそれで分からないわけではありませんが、やっぱりこれも前に言っていたとおりですけれども、幼児教育としてどの場所がふさわしいのかということが一番だろうというふうに思いますので、もちろん子育て会議の皆さんもそういうことを意識して判断されたものというふうに私は思っておりますので、そのとおり進めておるつもりでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 町の中心は上郷地区辺りではないのかという町長の話なんですけど、ど真ん中という意味じゃなくて色麻学園、色麻中学校、ほぼ上郷とほぼ隣接しています。ですから、そのような意味ではど真ん中という話でもないんですが、やはりいろいろな

中心となる場所、位置的にもそういうことを考えた場合においては、やはり利用者のことを考えた場合においては今色麻中学校、色麻学園がある周辺が一番理想ではないのかということで私は伺っているわけなんです、町長には特定の人から今の場所なのか、中心部でない今の場所でもなくともいいような話を聞いているという話なんですけれども、やはり利用者を一番目に考えたときに、あの場所は学園周辺は外せないのかなという私は思いがあります。

そこで場所決定に関しては、当然送迎も考えなければならないと思いますが、以前にもお聞きしましたが、改めて今回もお聞きしますが、幼稚園の送迎バスの現状について、現在利用している園児の人数と、それと預かりの人数ですか、それがどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

送迎バスの利用の園児数と預かり保育の利用園児数についてですが、まず送迎バスの利用している園児数ですが、月によって多少の変動はございますが、8月の利用人数を取りますと56人が利用しております。また、預かり保育の利用している園児数は現在90人が利用しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） すみません。園児の全体的な人数お聞きします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、幼稚園の園児数ですが、今8月末現在131人となっております。男64人、女子67人、計で131人となっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 預かりも朝、夕とあるんですが、その区分はありますか、利用区分。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 預かりの区分についてお答えいたします。

預かりの区分につきましては朝の預かり、あと夕方の預かりがございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） すみませんでした。人数につきましては、朝のみの預かり人数は3人、夕方のみの預かり人数は25人、朝と夕方両方預かりを利用している方が62人で、合計で90人の利用となっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） まず、バスの利用時間。あと、また預かり朝、夕。あと、朝、夕
どもの預かりの時間はどうなっていますか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、時間帯についてお答
えいたします。

朝につきましては、7時15分からの預かり保育になります。夕方につきましては、通
常の幼稚園の授業が終わった後、6時45分までの預かりになります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、バス時間についてお
答えいたします。

バス時間につきましては、スクールバスを利用しまして園児のほうの送迎も行ってお
りまして、スクールバスが完了してから大体8時20分、30分ごろに幼稚園を出発しまし
て、9時ごろに幼稚園に到着するというタイムスケジュールで朝の送迎を行っております。
帰りにつきましては2時から幼稚園の送迎バスが出発して送迎を行って、大体2時
半ごろ幼稚園のほうに戻ってくるという時間帯になります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。私も全部聞けばよかったんですが、済
みませんでした。

そのバス利用者についてはスクールバス後ということになりますので、8時20分から
ということになりますと、要するにそのときに幼稚園バスに乗せる方が家にいなければ
いけないということになりますよね。その預かり朝7時15分から預ける人がいるとすれ
ば、7時15分以降にはその家には誰もいないという形で子供を送迎している、自ら送迎
するということになると思うんですが、そのように解釈してよろしいかどうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

基本的には家には誰もいないという状態なので預かり保育を利用しているという形に
なります。7時15分からの預かり保育です。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 分かりました。

それと、朝夕の預かり62の方が利用されているということなんですけれども、その
利用している方々のその状況とといいますか、仕事で利用しますよとかいろいろなあるん
ですけれども、そのような内容については把握はしているものなのかどうかお聞きしま
す。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、預かり保育の利用の方々の家庭状況といたしますか、仕事で預かりを利用しなければならないのかというところですが、預かり保育を利用する場合には、御家族の中の皆さんが就労や就学、また、病気等で該当園児の保育ができないというのが利用することの大前提になっておりますので、御家庭の中にも誰もいない、仕事でいないかもしくは病気等で保育までちょっとできないよというお宅が全てでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 多少なりとも仕事の関係で送迎バスを利用できない方がいて、預かりを利用しなければならないという方がいるということになりますと、当然その兄弟もいるわけで、色麻学園に通学をしているとなると、特に低学年の小学生ですか、についても送り迎えについては、やはり両方しなければいけないというような状況になるのではないかと思います。スクールバス利用できないんじゃないかと思えますね。そうした場合に、家族としては大変なわけになります。ということで何といたしますか、場所決定の際の子育て会議の中で、そのバス通園の関係の利用状況とかそういうものはしっかりと説明して検討されたものなのかどうか。これ重要だと思いますので検討したものなのかどうか、子育て会議で、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

子育て会議、子ども子育て会議では送迎だけではなくて場所、所有、周辺環境、安全性、土地取得の5つの項目につきまして一つ一つ議論をしていただきました。また、全体的な利点と課題、それから建設候補地の過去5年間の交通事故調査なども踏まえまして、検討していただいたということになります。その意見を基に現在の色麻幼稚園の場所というふうにご決定をしたところです。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） いろいろ項目を挙げて検討されたのは十二分に分かっておりますが、そのバス利用の関係でその預かりとか、いろいろな場面を想定したものを子育て会議では検討されたものなのかどうか、それだけで結構ですからお聞かせください。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

認定こども園になりましても今の幼稚園のスタイルになりますので、そういった形で現状維持というふうの中で検討をしている状況です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 要は今のスクールバス後の幼稚園バス、あと預かりについてもそのまま現状でやるということだけしか議論はされなかったんです。そういうことですね。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

今議員さんおっしゃったとおり、改めましてそういったことで議論をしたということではございません。現状の維持というふうなままで検討したことになります。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 分かりました。

やはりこの送迎関係については、やはり十二分にこれは議論するべきだったのではないのかと思います。それを基に子育て会議においてどのような検討してどのような結果になったか分かりませんが、これは本当に重要なことではなかったのかと思います。せっかく造るんですから、利用者のことを十二分に考えた場所にするべきだったと思います。

今回、民設民営ということで子育て会議、あと、皆様には大変御苦勞だったと思いますが、これまでのその答申を受けて町民の方にどのような説明をしたのか。そういう説明をする場面を設けたものなのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 本来町民の皆さんに説明する機会というのであれば、地区座談会のような中で説明、本当はできるんでしょうけれども、このような状況ですので地区座談会開催というわけにはいきません。今月に入ったんだっけ、この概要版。6月でしたでしょうか、概要版、7月に概要版を毎戸に配付させていただいて、町の基本計画ということでお示しをさせていただきました。これで目を通していただいて、こういうものかなというふうに理解していただけるものというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 地区座談会を設けながらやればよかったところ、現在のコロナ状況では開催できなかつたと。それは理解しますが、その概要版、7月に1枚配って私も今持っているんですけども、その座談会に代わるようないろいろな説明する場面を、要するに文書とかそういうものをもっともっと皆さんに知っていただくために配付すべきだったのではないのかなと思いますし、それに基づいて何度も何度も説明した、そして意見を聞く場面を設けるのは意見を聞く場面ですよ、そういうのは当然必要なのではないのかなと思います。既にプロポーザルの事業公募の公表を行っていますが、町民への説明と併せて、このことについても理解していただくことが重要ではないかと思います。ちなみにこの概要版配って町民の理解は得たものとさっき町長の話ちょっと聞き逃しましたんですが、理解を得たものと考えているかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 理解を得たか得ないかという、それはなかなかこの判断は難しいんですけども、こういう内容でこういう場所にやりますということで、現在の場所を変えるわけではないですから、特別その変化あるというわけでもございませんが、今度は民設民営、要するに民間のほうでやりますよということを一歩知ってほしいというふ

うに思っております。どの程度理解と言われてもこれも何ともつかみようないんですけれども、これで町の方針が示されたものだというふうに受け止めてもらえば私としてはありがたいものだなというふうに思います。あるいは、町民の皆さんの意見を聞くといったって、どういうふうにして聞いて、さっき言ったように地区座談会開催するわけにはいきませんので、聞く機会というのはどういう形で設けたらいいかそれは分かりかねますので、さっき言ったように個人的に私の耳に入れてくれた方は数人しかおりませんけれども、多くの皆さんの声を聞くという機会を今作れないという状況ですので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 意見を聞く場面がどうしたらいいかということなんですが、いろいろそれは工夫していただければある程度できるのではないかなと思います。やる気があればできると思いますよ。その概要版に、例えばそのこの前の計画にも乗っていましたが、事業者といろいろ検討しなければならない項目っていっぱいありましたよね。例えば病後病児教育とかいろいろあったんですが、そういうものもしっかりとその概要版ではなくて、いろいろな意味でそういうものを今後事業者と検討していきますよというようにそのようなものも知らせるべきではないのかなと思います。当然保育時間とか何かいろいろありましたよね、事業者と検討しなければいけないというようなことがね。ですから、その分含めてやはりもっともっと説明していただければなと思います。その件、町長どう考えますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局、現状でやられていることと今のところは変わるものはないんですよ。これからもしプロポーで業者さんが選定されれば、細かい話の取り交わしが出てくるかもしれませんが、今のところはまだ公募している段階ですから何とも分かりませんが、今の現状で今の幼稚園あるいは保育所運営している時間帯なり内容に特別変わりはないということで判断してもらっているものというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 計画書の中に、計画書だね、その中にその現状と変わらないというのではなくて、その事業者とこれこれこういうことは決まった段階でこういうことを検討しますよという項目あるんです、載っているんです。ですから、そういうことを今後検討しますよとかってこういう概要版とっておかしいあれなんですけれども、こういうものに示して今後こういうことも事業者と検討していきますよっていうお知らせですよ。そういうことをぜひやってもらいたいと思います。

次に全体的な配置ということで伺いますが、8月6日の全協において説明がありましたが、その中に施設のイメージ図として園舎建物が載っていましたが、建物北向きだったわけでありまして。これは事業者が決定されてからいろいろ場所とかは決まるという説明だったんですが、幾らイメージだとしてもあの北向きに向いたあの建物のイメージで

は、どうもイメージとしてはよくない。太陽が当たるような施設、そのような場所を幾らイメージとしても、幾ら事業者が今後決めるんだと言っても、イメージとしては余りにも悪いと思います。町長は北向きでもあまり問題ないというような回答その際したと思うんですが、本当にこの北向きで問題ないと思っているんですか。お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 特に問題はないというふうに思っています。北向きでいいこともあるんですよ。それは形、屋根の形とか建物の形状によりけりなんですけれども、例えば屋根は今は平らな状態ですけれども、多分平らでないと思うんですね、屋根は。と言ったときに、やはりどうしても日の当たるほうに屋根の雪落ちますので、そういう点から行きますと、北向きのほうに幾らかかかった屋根については、もちろん雪止めなんかも入ると思うんですけれども、そんなに簡単に滑ってはこないだろうというそういう思いも若干あります。いろいろほかのところにも聞いてみると、やはりたまたま子育て会議の会長が山形のほうに出向いている方であったので、その方にも話伺ったことありますけれども、やはり山形などは意外と北向きがありますというんですよ。今気にされる方は気にされるかもしれませんが、東のほうからの日は当たるわけですので、北向きには多分なると思うんですけれども、形状がL形になるか真っすぐにこうなるかということについては分かりませんが、ただ、北を向かう建物ができることについては間違いないと思いますけれども、全く日の当たらない日陰だということでもないと思うんですよ。前がずっと広がっていますからね。そういうことで、特に私は問題ないというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 北向きでも問題ないと言われるとそれまでなんですけれども、その何といいますか、太陽が当たるような場所の教室ですね。それと屋根とどちらに重要性があるのかなと思うんですけれども、どちらが重要性があるのかちょっと私には理解できない。今町長から東側という話も東向きという話もありましたけれども、100歩譲って東側としたとしても、西側とか北向きは絶対これはやってはいけないのではないかなと私思います。吹雪のときどうしますか。現状色麻の現状考えただけでもその大変さというのは想像できると思うんですね。その対応どうするとか、子供たちがどういう状況になるのか、町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 冬の節にの場合は、仮に北向きでなくたって、例えば今の校舎だって、ああいう状態だって吹雪かれば、それなりの影響あるんですよ。ですから、必ず北向きだから全部がそっちから降りというわけではないので、それは確かに若干影響あるかもしれませんが、私はそんなに特別大きい問題になるとは思っておりません。まだ校舎の窓の造りによっては南から光は指しますので、玄関入り口が北であって教室の中には光は入りますので、そんなに真っ暗になる状態であるわけではないので、そんなに問題はないというふうに私は思っています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 山形のほうでも北向きがあるとかそういう問題ではないと思います。色麻に建てるんですから子供たちが利用しやすい、そういうように造ったほうがいいのではないかと私言っているんですよ。何か施設を造るのにそのもっとイメージというか、こだわりを持ってほしいんですよ。長年使うんです、これから。やはりそういうこだわりを持って南向き、それが駄目なら東、それぐらいまでのこだわりを持っていただきたいと思います。どうですか、町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは皆さんに提示したとおり、あくまでもイメージということで皆さんに申し上げているだけですけれども、実際に造るのは民間ということになりますので、そういうことも若干意識しながら、ただ、今の状況の中で仮設をしないで造るということになれば、仮設を造ってしまえば解体してからということになるんですけれども、南側というのは仮設を造らないでやるというときはできないんですよ、今の形態でね。ですから、幾らでも金はかけても大丈夫だというのであればそれはいいんですけれども、そういうことでなくて、それこそ昨日の話じゃないんですけれども、最小の経費で最大の効果を上げたいものですので、多分北向きの建物できるけれども、形によってはもし造る人のこれは考えですけれども、L形になるかもしれませんし、それは何とも私が決定するわけございませんので何とも言えませんが、全部が南向きというのは不可能です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 事業者が建てるということだということなので、ですから、先ほども言いましたけれども、やはり町としてこれだけは譲れないというところをやはり押さえておかない、押さえておいての事業者にそういうものを造っていただくというのは必要だと思いますよ。これは事業者が造るからという話ではない。こういうふうに造ってほしいんですという話をしなければいけないと思います。先ほど今町長からも話出ましたけれども、仮設の問題が出ましたけれども、子ども子育て会議では仮設を設けなくて、現在の園舎を利用して建設するというような答申もあったみたいなんですけれども、これちょっと私提案も含めてなんですけれども、講堂の利用は検討したのかということなんですけれども、回答書によれば検討はしていないということです。提案ですけれども、講堂を利用した際に、まず建物の解体は早くできるんですよ。その後に建てられるんですね、順番とすれば。講堂を利用といいますと、講堂の運動する部分のフロア部分がアリーナといいますか、700平米ほどあるんですね。ステージ部分が約100平米で、その平らな部分が800平米あるんです。今幼稚園6教室ありますから、1つの教室が70から80平米になっているみたいです。ですから、大きく見積もっても500平米ということになりますので、あと通路を設けても100平方メートルということになりますので、通路です。約100、真ん中に1本通路を設けても100平米ぐらいになります。そうしますと、ステージ部分に職員さんが職員室とかそういうのを設けながらやった場合、仮設として

十分面積は取れると思うんですけども、そうすれば講堂を利用して今現在の建物を解体した後が一番いい場所にこども園が造れるという私の考えあるんですけども、そういうことはそういうところまで検討したのかどうかお伺い。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 子育て会議の皆さんは、そういうところは多分検討していないと思います。あくまでも仮設を造らないでやるということはどうするかというふうに考えられたと思うんで、具体的にそこまでの考えは多分なかったと思いますし、私も体育館を仮設に使うということについては考えてはおりませんでした。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） いろいろな事業を行う場合、比較検討が一番大事なんです。特にその講堂を利用してその間に解体してその後に建てるというようなことはイの一番に考えられることではないでしょうかね。やはり一度造ってしまえば、将来まで使わなければならない施設となれば、やはりそういうことも必要だと思います。例えば講堂を使うことによって、子供たちに多少リスクがあるというようなことになるかもしれませんが、長い将来のことを考えた場合において、この計画をやはりもう一度考えてはどうなのかと思います。お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私も忘れておったんですけども、講堂は要するに災害のときの避難所指定なんです。ですから、やはりあの部分については仮設といえども塞ぐというわけにはいかないと思います。どうしても南側に、南向きに建てるということが何かの都合でどうしてもそういうことでなければ駄目だということであれば仮設ですよ、造らなければならないということになります。さっきも言ったとおりでして、必ずしも北向きで不都合なことがそうあるわけではないというふうに思っていますので、私としては今進めている状況で進めたいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 講堂はそういう避難所になっているということなんですけれども、その先ほど言いましたけれども、多少のリスクと言いましたけれども、近くにコミセンなんかもあるわけですし、いろいろな場面を考えれば幾らかでも、幾らでも考えられるのではないかなと思います。これは町長と話してもなかなか見解の相違で理解を得られないようですので、とにかく事業者決定するに当たっては、すみません。事業者決定後に町としてのこだわりのもの、これは町として絶対これは崩せないんだよと、そういうものについてはきちっと事業者に要望といいますか、言っていて、よりよいこども園ができるようにこれはやっていただければなりません。そして、先ほど北向きで多少の何といいますか、リスク的なものがあるというような町長も話しましたのでありますから、そのリスクを除くようないろいろな努力をしなくないと思いますよ。最後にお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 建物のどうしても譲れないというものは、特別私としては今まで言ったとおりですので、特別な譲れないものというのはいないんです。どうしてもこれは譲れないなということであれば、本町のこの幼稚園の場合は、いわゆる2号認定と言われる預かりが多いということですよ。それで、預かりの時間はこれは譲れないなと。この時間はどうしても預かりは続けてもらわなければならないとそういう、町として譲れないものと言われればそういう内容で譲れないというふうにはありますけれども、建物については特別こうでない駄目だとか、屋根の形がこうしろとかというそういうことについては、今のところ考えてはおりません。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 私事業者に要望してほしいというのは、今町長が言った預かりの関係とか、病児病気の子供の対応とかもちろん建物も含めてなんですけど、事業計画に載っていた事業者と後々検討するという内容ですね。そこについてそういう部分についても町としてこれはしっかりやってほしいというような内容で要望すべきだということをお私言ったんです。ですから、全体的な話です、それは。

そういうことで、子育て会議から諮問された認定こども園、しっかりと対応をお願いしたいと思います。その辺、その町長の考え方、先ほどの北向きの関係もう一度遡って申し訳ないんですが、ほかにあるからという考え方は駄目だと思うんですよ、私は。やはり、ならば南向きとかそういう考え方ないのか、そこら辺だけ最後お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今の形状を活用するということが前提ですので、場所を別なところに建てるのであれば南でも東でもどうにでもなるんですけども、今の状態をできるだけ金をかけないで利用するというのを考えますと、南向きに建てるというのは解体してから建てる以外はないんですよ、あの状態を見れば。ですから、L形に造られるのか、どういうふうに造られるか、ちょっとこれは何とも言えませんけれども、一部は必ず北を向くような形にはなると思うんですよ。ただ、今まで白井議員から言われたような冬の対策なりそういうことについては、意識をしておきたいというふうに思いますし、全体的に思いについて、白井議員の思いについては受け止めたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 次、2番目ですが、定住化促進政策……。

○議長（中山 哲君） 白井議員、ちょっと。

4番白井議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。4 番白井幸吉議員。

○4 番（白井幸吉君） 次に、2 番目に通告しております定住化促進政策について質問をさせていただきます。

少子高齢化によって人口が急激に減少しています。特に地方の減少が著しいという中で、その中でその人口減少を食い止めるための施策として定住化政策を行っているところでありまして、いろいろ頑張っていたいただいているということになりますが、その内容についてお聞きしたいと思います。

定住化の担当課では、新型コロナの臨時交付金の対応やら工業団地の整備の事業やら、あとは企業誘致ですか、この間まで長期計画の策定など本当に忙しい状況だったのではないかなと思います。そんな中で質問するのもなんなんですが、今どこでも自治体で、どの自治体でも全国で定住化の政策をやっております。限られている人口を我が町に来てほしいということで、あの手この手を使って定住をしてもらうための事業を行っているわけですが、このコロナ禍において家族との生活とかを重視すると、重要視するということで、地方移住の関心が高まっているということで国の調査でも明らかになっているようではありますが、そこで我が町の最近の定住化に関して、現在どのような政策を行っているかについてお聞きしますが、町のホームページで載せている現在の定住化促進の事業たくさんありますが、この町のホームページに載せているものを言わせてもらいますと、定住化促進住宅取得等の補助金、3 世代同居等支援事業補助金、あとまた医療費の18歳までの無料ですね。あと、乳幼児医療費扶助ですね。出産祝金、小学校の学童保育とかスクールバスの運行事業、予防接種の無料、妊婦健診の助成、給食費の軽減事業、あと幼児教育3歳児から5歳児の無償化、あと、保育所零歳児から2歳児の住民税非課税世帯の無償化、また預かり保育とか、あと、無料職業紹介事業が様々な事業をやっております。これらの事業を長年行っているケイル事業だと推測いたしますが、これからもしっかりと実行していただくことが大事であります、そこで遂行状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 白井議員の2つ目の質問、定住化促進政策についてということについてお答えを申し上げたいと思います。

本町の定住化政策でございますが、住環境の整備を支援する住宅に関する分野や、子育て支援に関する分野、企業誘致による雇用創出分野など、様々な分野において定住化を促進する政策として捉えながら取り組んでいるところでございます。具体的にはそれぞれ担当課長より説明を申し上げたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず御質問のとおり子育て支援策、様々な施策を実施しておるところでございます。特に移住定住ということに関して申し上げますと、特に住宅に関する分野ということになるかと思いますが、定住人口の増加と活性化を図るための定住促進奨励制度ということが、本町としてございます。まず議員の御質問にもございました色麻町定住促進住宅取得等補助金、これは定住人口の増加・活性化を図るため住宅の新築購入及びリフォームを行う方に対しての補助制度でございますが、補助要件でございますが、町内事業者と契約を締結した場合、あるいはこれはそれからこの補助金に宅地分譲地、あたごふれ・愛タウンということで小学校跡地を活用させていただきまして団地造成をした経緯がございますが、その場合に関しましては新築住宅を取得した際の100万円、あるいは15歳以下のお子様がいる場合には1人につき20万円といったような補助金の額がございました。既にこの10区画の分譲地は既に完売している。そしてリフォーム等に関しましては、50万円を上限として補助をすると、このような事業でございます。

それからもう1つが色麻町3世代同居等支援事業補助金ということでございまして、3世代を同居を推進することで子供を産み育てやすい環境づくり、それから高齢者の孤立防止、安心して暮らせる住環境を造るということで住宅の新築、リフォームなどを行う方に対しての補助制度でございます。こちら町内事業者との請負契約を締結することなどの要件がございまして、100万円を上限として補助金を交付させていただいているという事業でございますが、遂行状況ということでございまして、これまでの簡単な交付実績を申し上げますと、あたごふれ・愛タウン分の交付実績でございますが、これは2,620万円、19件ということで10区画でございますので19件で2,620万円、それから宅地分譲地以外の一般の新築・リフォーム等の補助金交付実績でございますが、平成28年度の創設から令和3年度までの6か年にわたる交付実績、これは見込みも入ります、令和3年度の見込みも入りますが650万円、13件、それから3世代同居等支援事業補助金におきましては同じく6か年にわたる交付実績といたしまして、これも見込みでございます、500万円、5件ということでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

今の報告については、総務教育常任委員会の報告にもあったと思います。ホームページに載っている定住化政策であります。町長として定住化の施策として何かほかに考えているようなものはあるのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今考えておりますのは、宅地分譲地を整備したいなと思っております。場所とかそういうことはまだ具体的なものは何もございませんけれども、思い、考えということ聞かれるのであれば、そういうことをこれから整備をしたいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 宅地分譲を考えているということですが、これはちょっと後でまたお聞きしたいと思います。

先ほどの定住化促進住宅取得補助金、あと3世代同居等支援事業ありますけれども、実績ですか、も報告、委員会報告ありましたけれども、大変ありがたいことであるんですが、この2つの制度の利用についてはなかなか利用度が低いというふうに私は考えておりますが、以前に一般質問で提案があったんですね。定住化促進住宅取得補助金、あと3世代同居等支援事業補助金の制度の拡充ということであったんですが、その際、質問者からはそれまでの実績を踏まえて、もっと移住定住を促すために町外業者の施工でもいいのではないかと、あと補助対象にするということですね。あとまた制度の内容を再度検討すべきではないのかというようなことで質問した方がおまして、その際、事業内容を精査して考えますというような回答がありました。これまでどのような検討したものなのか伺いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

以前にも議会で御質問を頂戴いたしまして、あるいは先日開催されました所管事務調査の中でも御指摘をいただくと、そのような状況でございまして、町といたしましてもやはり制度の拡充ということにつきましては、例えば議員おっしゃったような町外事業者も対象にする、あるいは補助金額の増額であったりとか、あるいは対象者要件を見直す、このようなことがあろうかと思っておりますけれども、まずもって状況から勘案いたしますと、町外事業者を対象にするかどうかといったところでございます。町としてもいろいろ検討はさせていただきましたが、やはりその財源、予算との問題がございまして。これは例えば令和2年中の新築されたお宅、これは建物の中の住居ということになりますけれども、14件程度というふうに認識してございます、14件、14戸、新築ですね。その14戸の新築で仮にこれが50万円と、これは町内外含んでのということになります、ざっと試算いたしますと700万円。さらに、ここにリフォームということになりますと想像するに、仮にこの15件の、14件、倍ぐらいになりますと、仮に20件といたしましても1,000万円とこのようになります。そうしますと、この町内事業者要件と申しますのは、町の事業者振興策の一面も持っておりますし、あるいは町の財政的など、このところでの町内事業者要件というのは非常に重要なところというふうにも認識してございます。したがって、一概にこの町内事業者要件を外すということになりますと一定程度の、例えば予算的に制限を設けていくとか、あるいは町内事業者あるいは町外事業者の補助金額に差を設けるとか、そのような検討を今現在しているというふうな状況でございまして。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 以前の質問の中でその町内事業者の関係のお話あった際も、当然町の事業者のためにもその辺は相当な検討が必要だということでは言われていましたし、私もそう思います。それらも踏まえて幾らかでも移住定住が図られるように、幾らかで

も図れるように検討していただきたいと思います。

次、空き家バンク事業についてお聞きいたしますが、空き家の状態も様々ありまして、多分空き家バンクに全てが登録できるものではないと思いますが、現在の空き家バンク事業の活用状況についてお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

空き家バンク事業は町内の空き家及び空き地を有効に活用することによりまして、定住促進による地域の活性化を図るため空き家等に関する情報を登録をしていただきまして、その情報を提供していくという事業でございます。情報はホームページに掲載しておりまして、情報提供を希望された利用者に対して必要な範囲内で情報を提供させていただくというものでございます。その後は空き家等の登録者とそれから情報提供を希望された利用者の中で売買や賃貸借についての交渉をしていただくということになります。なお、町といたしましては交渉あるいは契約につきましては関与しないことということにしてございまして、契約成立後に発生したトラブル等につきましても、当事者間で解決をしていただくということになります。

今現在、空き家の登録状況でございますが、令和3年8月末現在で空き家の登録件数は9件、空き地の登録件数は2件、計11件。また、空き家バンクの情報利用を希望されている利用者希望者の登録者数でございますが、12名でございまして、町内の方3名、県内のほかの市町6名、そして県外3名と、計12名というふうになってございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

先ほども言いましたが、空き家の状態も様々で全てが登録できるとは限らないと思いますけれども、ただ、町にある建物を利用することが重要だと考えます。本町のホームページに載っておりますが、それとは別にほかの自治体の空き家バンクの情報を見ますと、その空き家の写真とかその町のどこの場所にあるとか詳しい情報まで載っております、不動産さん顔負けといいますか、そのような載せ方で関心を持っていただくようになってきているとは思いますが、当然担当のほうでも考えているとは思いますが、もっと内容的にグレードアップして興味を持ってもらうような載せ方とか、その辺考えているものなのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

本町の今の空き家バンクの情報は物件情報とそれから所在地、これも行政区、行政地区の表示です。それから売却、賃貸についてはどのような要相談あるいは売却を考えている賃貸、そのような情報のみの今現時点での状況でございます。他市町におきましてはその空き家の写真であったり、あるいは間取り図であったり、そのようなものもホームページのほうに掲載して誰でも御覧いただけるようなそのような環境を整えている市

町があるということにつきましても認識しているところでございます。本町といたしましては、これまで空き家の所在地というものをホームページに公表することによる安全性の問題、いわゆるこれが、ここがもう既に空き家になっていますよということをホームページでお知らせすることはどうなのかと。これは当初その空き家バンク事業始まった際には、ほとんどの市町がこのようなスタンスで始めていた。ただ、やはりそのような方法ではということで、今はかなり多くの自治体でその写真も掲載し、あるいは間取りなんかも可能であれば掲載しているという状況でございます。本町はこれまでその利用者登録をしていただいた方に限って御連絡をいただきましたら、情報提供させていただくという体制をとってございましたが、近隣市町の状況を見ますと、本町におきましてもこれは空き家バンク登録していただいている、あるいは今後いただく方に改めてちょっとお伺いさせていただく必要がございますが、今後写真等の掲載についても前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） いろいろ公表することによって問題が出てくる、安全性の問題などが出てくるということで、今後その登録者とのいろいろなやり取りを行っていただいて、興味が持たれるようなアップをお願いしたいなと思っております。

令和2年において空き家の所有者に対するアンケートの調査などを行っていると思いましたが、その状況についてお聞きします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

令和2年度におきまして空き家等の所有者に対しまして将来どのようにされるか、利用活用されるか、そのような意向を調査するためのアンケートを実施させていただくところでございます。アンケートの調査後、新たに5件空き家バンクに御登録いただいたということもございました。まずこのアンケート調査でございますけれども、若干概要を申し上げますが、今管理はどのぐらい行っていますかといったような質問がございます。それからまた、空き家の今後の活用についてはどのように考えておられるのかと、大きくはこの2つで申し上げたいと思っておりますけれども、アンケートの調査件数、今現在の空き家等が58件あるんですが、実際1名の方はちょっと御回答できる状態にないといったようなことが確認できましたので調査件数といたしましては57件、57名の方を対象にさせていただきました。そのうち、回答いただきましたのが32名の方から御回答いただきまして、ただ、有効な回答というものが大体30ぐらいというふうに認識してございます。その中で管理はどのぐらい行っているのか。一番多かったのが月に1回、11名の方の御回答がございました。それからほとんどしていないという方が6名、週に1回、5名、あとは1年に1回、半年に1回とその他のような回答もございましたが、このような回答の状況でございます。

また、空き家の今後の活用につきましてですが、解体が9名、売却または賃貸7名、予定はない7名、あとはお子様お孫さんへといったような方が2名と、このような状況

でございます。今後そのアンケート調査におきましては、定期的にその意向を確認させていただくことで、できるだけこの空き家の所有者の方々とこのアンケート調査を通してつながりを持つ、そしてまた国の対応策の動向、あるいは他自治体の取組についてお知らせをしていくといったようなことについてもこのアンケートの調査の役割として考えてございますので、定期的にこのアンケート調査は実施していきたいというふうに考えています。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） アンケート、57の方にアンケートを調査をして32件の回答ということでございまして、その管理については月1回が11名、週1回が5名という、要するに多分この16名、約半分ですが、これらが管理されている空き家かなと思いますし、またその空き家の活用についても売却また賃貸、あと子供や孫さんへの、あとまたセカンドハウスとかいう中でこれも活用については13について活用したい、活用されるだろうという状況でありますので、この辺も踏まえながらそのアンケート調査を踏まえて今後もその対応に、対応策について検討をしていただきたいと思います、その放置されているという状況の空き家がもたらす被害というのがあります、老朽化での倒壊、放火による火事ですね。放火などによる火事ですね。不審者の治安の悪化とか景観の悪化、いろいろ挙げられますが、そのような被害が発生しないようにやはりもっともっと空き家の活用も含めて空き家の対応策に取り組んでいただきたいと思います、町長の考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 対応策って結構難しいんですよ。例えば人の敷地に勝手に入っていっていかと言われたり何かしたりしても困るわけだし、いずれ所有の方なり相続の方がはっきりしてその人と連絡取れる状態であれば大変いいんですけども、そういう方もままならないということが多々ありますので、できるだけ、できる範囲というふうにしか言いようないと思いますけれども、できる範囲の中で意識をしたいというふうに回答させていただきます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 相当難しいとは思いますが。そんな中でできる範囲ということでもありますけれども、やはり私たちも町内を見て回って、やはりこれは解体すべき空き家だとかいう場面は相当あります。ですから、そういうことも考えますと倒壊とか倒れたり、あといろいろな不審者が侵入しての中を使ったりとかいろいろ考えられますので、その辺なども警察とかいろいろな消防とかいろいろな連携が必要だと思います。そういうことなどについては対応策というのはやったものなのか、練っているものなのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そこまではやっておりません。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） やはり犯罪とか、そういうの一番怖いわけでありますから、ぜひ警察とか一緒になって、また先ほど町長が何と申しますか、所有者が分からないとかいろいろあるんですけれども、これなどもしっかりと調査をしていただいて、そんなに分からない空き家ってないとは思いますが、そういう場所もしっかりと調査をしていただいて、今後取り組んでいただければと思います。

その空き家によってその被害を食い止めるということの中で、すぐ空き家になりましたよといううちがあった場合に、行政区などとの連絡体制とかというのは、そういうのは構築しているものなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

今現在空き家バンク事業を進めていく上で平成30年度、今から3年前になりますけれども、空き家登録台帳というものを策定してございます。この登録台帳を策定する際には、各地区の区長さんの御協力をいただきながら空き家を登録させていただきまして、それを根拠に毎年空き家の状況を確認をさせていただいているという状況でございます。その当時の空き家等について確認された場合は御報告いただく旨、お話しをした経緯がございまして、また改めて区長さんお集まりの機会などを通して、区長様方に働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

前段でちょっと定住化住宅の造成の話あったんですけれども、以前町長そういうお話しをした経緯もありました。先ほどもちょっと町長答弁しましたが、現在その話はどのようになっているのか。まだ具体的ではないような話は賜ったんですが、もう一度お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき言ったとおりでございますけれども、やはり今町営住宅などを利用している方の中にマイホームを希望している方もあるようです。私にも相談をされた方もありますので、そういう人ばかりではないと思っておりますけれども、やはり定住をしてもらうという意味からしても、宅地の分譲地は町としてやっぱり準備したいなという思いですので、さっき言ったように具体的にここというところはまだ決めてはいないんですけれども、考えとしてそういうふうにこれから計画を進めたいということになります。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 計画を進めていきたいということでもあります。その中で財政的なことを踏まえたと、町が全て予算を投じて行うというものでもなくて、町の持っている財産とか町有地の活用とかいろいろなものを利用して、活用して、そのあとまたそれに対して民間に開発していただく。民間活力ですか、そういうのを利用した造成も1つの手法だと思います。そのような考えについてお聞きします。

- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 今提案いただきましたことについては、十分考えたいというふうに思います。
- 議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。
- 4番（白井幸吉君） あと、町有地との活用ということになるんですが、旧大村分校の跡地とかもございまして、あとまた今現在の大原集会所の桜とかコブシとか咲く大原の町有地あるんですけども、ああいう場所についてはライフラインが近くに整備されておりますので開発しやすいという思いがあります。旧大村分校の跡地については、以前町長は町としても場所的によいと、これは一般質問であったんですが、場所的によいと、企業関係の利用も考えている旨の発言をされております。そのことも踏まえて、場所として民間の開発による検討もいい場所なのではないのかなと思いますので、その辺の考えをお聞きしたいと思います。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 企業関係については別として、今質問の中にあつたように、大村分校の跡地を何とかあそこを分譲地にという考えは持っていますので、今いろいろ民間を活用してというような話もありましたし、そういうこともいろいろ検討しながらそういう方向で考えていきたいと思います。
- 議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。
- 4番（白井幸吉君） 移住定住を図るための施策として相当重要であると思います。あたごふれ・愛タウン19戸造って入居して町に来ていただいても、なかなか人口の増加にはつながる状況にもないわけであって、減少していますね。ですから、ああいう19戸造ってもなかなか大変なわけです。ですから、そんな中でも定住化を今後も進める上でいろいろなこれまでの効果を検証していただいて、その政策がより効果が上がるような制度の改正と、先ほども住宅の補助の関係でお話ししましたが、回答もいただきましたけれども、その制度の改正を行って我が町の移住定住がより進むように望んでおりますけれども、最後にその事業の見直しとか制度の改正も含めてよりよい政策を進めるべきだと思います。最後に町長にこれを聞いて終わりにしたいと思います。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 具体的には申し上げるまではいきませんが、白井議員の思いを受け止めながら検討をさせていただきたいというふうに思います。
- 議長（中山 哲君） 以上で、4番白井幸吉議員の一般質問が終わりました。
暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩といたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、12番福田 弘議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。福田 弘議員。

〔12番 福田 弘君 登壇〕

○12番（福田 弘君） 議長のほうから一般質問の発言のお許しを得ましたので、9月会議の一般質問に入らせていただきます。通告に従って質問させていただきます。

まず第1点目でございますが、高齢者などの熱中症対策についてということで通告をさせていただきます。今日はあいにくの雨空ということで、これから秋の収穫作業に向けてこういう雨が大変心配されるものであります。そうした中で、昨日7日は二十四節気の白露ということで朝晩の気温が下がり、草木の露が白く見える頃というふうに言われております。そうした中ですけれども、今年の夏も記録的な暑さが各地で記録され、暑さで体調を崩される方が多く発生し、救急搬送される方も県内でも多数報告されております。そうした中で死亡される方もあったということでございます。暑さで体調を崩さぬよう、エアコンなど冷房機具を使って熱中症を予防するというのは大切なことということもマスコミなどで報道されております。涼しくなってきたから熱中対策についての一般質問ということになりますと、季節外れというふうに捉えがちですけれども、今回いろいろな予算づけの提案に関わる一般質問については、年度当初の当初予算編成前にある程度提案などしておかないとなかなか難しいものですから、9月の一般質問ということになりましたので、その辺については御了承願いたいと思います。

熱中症の緊急搬送については、総務省のほうでも統計を取っております。総務省の救急搬送状況を見ますと、令和2年6月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員は累計で6万4,869人ということです。令和元年度と比較すると令和2年度、2,000人ほど少ない結果というふうでございますけれども、平成26年から令和元年までの6か年間の平均と比較しますと、3,200人ほど増加しているというのが現状でございます。今年分の累計人数ですけれども、7月までの速報値になりますけれども、昨年と比較しますと6月では1,391人ほど減少しております。しかし、7月に結構猛暑が続いたということもあると思いますけれども、7月で昨年と比較しますと1万2,984人ほど全国では熱中症の救急搬送が増えていると。このような状況は地球温暖化が指摘されている中、今後も毎年繰り返されるものというふうに思われますので、今回熱中症で特に心配される高齢者世帯あるいは生活保護世帯の熱中症対策などについて順を追って伺いをしていきたいというふうに思います。

それで質問に入らせていただきますけれども、昨今6月から9月にかけての天気予報などでは今年の夏は暑くなるよとか、今日は暑くなるよとか、熱中症アラートとかそういう熱中症の注意を促す報道が連日のように繰り返されます。その中ではエアコンをうまく使って熱中症の対策を講ずるような促す報道とかされております。地球温暖化が影響して毎年のように叫ばれておりますけれども、近年の暑さを町長はどのように感じ捉

えているか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

昨今の暑さということでございますけれども、全国の中には今年40度になんなんとするような地区もございました。40度と言われますと、ちょっと想像できないぐらいの暑さなんですけれども、そういう状況が出てきているという、これが実態といいますか、そういうことだと思います。さらに、暑さもさることながら全国の中には今度は大雨の被害ということもあって、いわゆる気象状況が大変不安定になっているというのが現実であろうかというふうに思っております。このことについては、我が町でも熱中症に関しては気をつけられるように啓蒙をしたところでございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町長のほうから昨今の気象状況についての認識をお伺いいたしました。やはり熱中症で悩まれている方、特に6月から9月までの3か月間、4か月間という短い期間だと思いますけれども、そういう中で本町として熱中対策が必要となる時期を迎えるに当たって町の広報紙あるいは有線放送などを使って熱中対策を呼びかけているとは思いますが、具体的に今年どのような呼びかけを行ったものか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） それでは、熱中症対策として取り組んだ事業ということでお答えいたします。

今年の夏、新型コロナのワクチン接種がありまして、接種会場内での熱中症に特に心配したところでございました。接種会場で熱中症対策のポスター掲示、接種を受ける方への予約日前日の通知メールに接種当日の熱中症対策について注意喚起を行っております。そのほかにも福田議員がおっしゃったとおり、ホームページだったり有線放送でもコロナワクチンの接種と併せまして水分を小まめに補給することだったり、あと、食事をきちんと取ることなどの熱中症予防の啓発を行っております。また、7月9日に生き生き長生き講座を開催いたしまして、高齢者の方々を対象に町の地域包括支援センターの職員が熱中症予防の講話や効果的な経口補水液の紹介と配付を行って、熱中症予防に努めているところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 議長、ちょっとペン後ろに忘れて来たので、後ろに戻ってよろしいでしょうか。

○議長（中山 哲君） どうぞ。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 先ほど担当課長のほうから有線放送での呼びかけ、あるいは町ホームページ、また地域包括支援センターでの講話というような内容で実施したという回答でございました。これまで取り組んできた事業というと、主に広報紙、有線放送を使

ったソフト的な呼びかけが主だったように感じられます。このように例年熱中症で死亡する方、あるいは緊急搬送される方が多くなってきている中でもう一步踏み込んで、何か補助事業とか検討されたこと、あるいは実施に向けていろいろ勉強していることなどがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

何らかの補助事業ということで、従来ソフト面で対応をしてきたところではありますが、今のところについては熱中症対策の基本であります小まめな水分・塩分補給だったり、そういった注意喚起を呼びかける活動だったり、あと高齢者が集う場面での熱中症予防の周知を図っていききたいという状況で今のところは考えている状況でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今の課長の答弁をお聞きしますと、従来の呼びかけが主な対策事業だと。補助事業等については現在検討している事業もないし、従来の手法で熱中症対策を呼びかけていききたいという答弁のようでございました。

それでは次に宮城県内の熱中症による救急搬送件数も、これも全国と同じような傾向がございます。これは宮城県内の数字だけですけれども、平成28年が664件だったそうです。平成29年が620件、平成30年が1,423件と倍増しております。令和元年で1,350件、令和2年が1,073件、令和3年が8月末までの件数ですけれども924件という数字であります。これは県内の各消防本部から県のほうに上がった数字ということで、県のホームページなどを見ると、これは一目瞭然に分かるわけですけれども、熱中症に起因する町内の、あるいは大崎管内の救急搬送件数、どのような傾向になっているか、調べていければお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

熱中症で救急搬送された件数でございますが、加美消防署のほうに確認いたしました。平成30年から令和3年8月末までということで、大崎管内・町内の件数について申し上げます。

大崎管内については平成30年136件、令和元年で140件、令和2年度で111件、令和3年8月末までで93件となっております。しからば、町内を見ますと平成30年が9件、令和元年が6件、令和2年度が13件、令和3年8月末で4件となっている状況でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今平成30年から令和3年8月30日までの救急搬送件数、御報告受けました。大崎管内全体から見ると、さほど多い数字ではないようには捉えられそうですけれども、この数字というのはあくまでも救急車で搬送された件数かなというふうに思います。御家族の方が体調の異変を感じて、自ら病院等に駆けつけた件数などについては、これには含まれていないと思いますし、また、屋外運動場などでスポ少などでい

ろいろやっていて、保護者の方々が自家用車などで病院に搬送したなどというのもこの中には入っておりませんので、それらを含めると町内でも相当の方が熱中症で何らかの症状を来しているのかなというふうに私なりに捉えているわけです。そうした中で、熱中症による、今先ほど町内の方々の搬送件数を教えていただきましたけれども、その中で高齢者が占める割合というのはどれぐらいあったものかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

救急搬送された件数に占める高齢者の件数でございますが、平成30年9件町内でありましたが、うち高齢者の方が1件でございます。令和元年度町内全域で6件だったんですが、高齢者については1件、令和2年度については13件あったんですが、うち高齢者が4件、本年度については4件で、うち高齢者が2件というふうになってございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今町内の救急搬送される方のうち、高齢者について報告がありましたけれども、やはり全国、あるいは宮城県内の救急搬送件数のその年齢別の内訳などを見ますと、高齢者の占める割合というのは結構高い率になっているようです。本町の場合さほどでないようなので安心したわけですが、ちなみに宮城県で令和2年、先ほども言いましたけれども、1,073件救急搬送された中で65歳以上の方が576人だそうです。率にすると53.68%。また、令和3年度8月、今年は結構お盆前後寒い日、比較的高温にならない日があったものですから、件数的にはまだ少なかったようなんですけれども、8月末で924件搬送されて、そのうち高齢者が464人ということで50.22%になっているようです。また、その救急車が駆けつけた場所ですけれども、これも令和2年1,073件のうち住居、一般の家庭に駆けつけた件数が484件で45%強、令和3年度が924人のうち363人ということで39.29%というような形で、やはり高齢者が半数近くを占めて、なおかつ住居内で熱中症になられるという方が多い。これはマスコミなどでも例年言われていることですが、そういう現状です。そして、熱中症で救急搬送される方の半数以上が中等症以上で病院のほうに行くというような統計資料もあるようです。やはり高齢者の方々が救急車で運ばれますと、本当に予断を許さない状況で搬送されるという状況のようでございますけれども、こういう状況下において先ほど従来の熱中症対策の呼びかけだけで対策を講じるというようなお考えのようでしたけれども、やはりその考えには今のところ変わりはないというふうに捉えていいものかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

先ほど福田議員からも県内の状況の報告がございました。本町の発生状況を平成30年から令和3年8月までの要因をちょっと状況を見ますと、65歳以上の方が8名で、65歳未満の方が24名でございました。平成30年から令和3年、今年まで全部で32件おったわけなんですけど、高齢者の方の割合を出すと25%と現在になっている状況でございます。

先ほど発生場所ということでそちらのほうもちょっと調べてみました。本町の場合ですと住居での熱中症の件数も、こちら8件ということでこちら25%の割合となっている状況でありました。こういった状況を見ますと、高齢者の方を含む広く町民の方にも熱中症予防の注意喚起を呼びかける対策が必要であるというふうに現時点では認識している状況でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今の答弁を聞いても、やはり一步踏み込んだ施策はまだ考えていない、今後も考える余地はないというような御回答のようでしたけれども、やはり万が一亡くなる方などが発生して、これまでの町内の熱中症対策について何か危惧される点が指摘されるようなことのないように心配するところでございます。

次に、生活保護世帯と生活保護世帯のエアコン設置状況について通告をさせていただいております。平成30年6月27日に厚生労働省社会援護局保護課長通知ということで生活保護法による保護の実施要領の取扱いについてという実施要領の一部改正の通知がなされております。この一部改正によって生活保護世帯で一定の条件を満たせば冷房器具、これはクーラーという表現されているようですけれども、購入費5万円の支給が認められるようになりましたというような内容でございました。そういう状況もございまして、本町の生活保護世帯、また生活保護世帯の中でエアコンなど冷房器具、エアコンの設置をされている世帯、どのような今状況になっているかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

令和3年3月末の生活保護の世帯数でございますが、26世帯となっております。そのうち、エアコン設置世帯が5世帯というふうになってございます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 失礼いたしました。

今の生活保護の世帯数ですが、令和3年8月末で26世帯、エアコンの設置世帯が5世帯ということでございます。

失礼いたしました。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今生活保護の受給世帯26世帯、そしてエアコンの設置世帯数5世帯という回答でございましたけれども、生活保護世帯の中には施設に入所なさって1世帯というふうにカウントされている世帯もあろうかと思っておりますけれども、実際在宅で生活保護を受給なさっている世帯、何世帯ぐらいあるものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

施設に入所している方等除き、本町での在宅の世帯は13世帯というふうになってございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） そうしますと、13世帯のうち実質5世帯在宅でエアコン設置されている世帯は5世帯、13のうち5世帯と。比較的高い数値になっているのかなというふうに考えますけれども、それでも8世帯ほどはエアコンもない中で、この真夏の猛暑を過ごしていると。網戸、あるいは扇風機だけで頼ってその猛暑を過ごしているという現実を再度町当局のほうでも認識していただければなというふうに思います。それで、先ほど厚生労働省の通知について概要についてお伺いしましたけれども、もう少し踏み込んだ内容で御説明をしていただければなというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

厚労省のほうから宮城県に対しまして平成30年6月27付で生活保護法による保護の実施要領についての一部改正についての通知が発出されております。内容につきましては、冷房器具についての項目が新たに追加されてございます。最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせが真にやむを得ないと実施機関である宮城県が認めた場合、該当する場合がありますというような内容でございます。具体的には熱中症予防が特に必要とされる方で、高齢者、障害者並びに被保護者の健康状態や住環境を総合的に勘案されるといった内容でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今の答弁によりますと、平成30年6月27日付で通知が出ましたけれども、平成30年4月1日以降に新たに生活保護を受給された方がこの通知の対象ですというような流れになっているのかなというふうに考えますけれども、平成30年4月以降に生活保護の受給が開始されて、この通知に沿ってエアコンを設置した世帯、何世帯ぐらいあったものかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

平成30年4月以降に生活保護世帯となった世帯は8世帯ございました。それで、それ以降の世帯で8世帯のうち、エアコンを設置した世帯についてはございませんでした。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今平成30年4月以降に生活保護開始されて、この一部改正にのってエアコンを設置した世帯はなかったという答弁のようですけれども、そうしますとその8世帯のうち8世帯全てがその要綱に該当しない世帯、例えば高齢者だけの世帯とか、障害のある方が同居なさっている世帯とか、そういう世帯ではなかったというふうに捉えていいものかどうか、あるいは受給権者がその辺の申請をしなくて申請を忘れてといますか、申請をしないためにエアコンの設置がなされなかったものかどうかお伺いをしたいと思います。どうしても生活保護受給世帯ということになると高齢者世帯、あるいは独り親世帯とかいろいろな事情があって生活保護を受給申請なさる方というふうに考えられますけれども、その辺、要件に満たなかったものかどうかその辺について

お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

平成30年以降、平成30年4月1日以降決定された8世帯のうち、3世帯については生活保護なる前にもうエアコンが既に設置されていたという状況でございます。あとは、対象に高齢者世帯の方もいるんですが、実際にはその受給者の意向等によりまして、エアコンの設置をしていないというふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） そうしますと、8世帯のうち3世帯は従前からエアコンがあったと。残り5世帯については、本人があまり希望しなかったというような現状だと。分かりました。ただ、やはり生活保護世帯であってもこういう制度があるものですから、やはり熱中症対策の予防の観点から言えば、やはり何らかのこういう制度があるということ、宮城県北部保健福祉事務所のケースワーカーが直接担当していると思いますけれども、町と連携を取ってこういう制度があると、遠慮せずに希望していいんだよというような促し、あるいはケースワーカーとの連携などはうまく図られているものかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

県のケースワーカーさんとの連携ということでございますが、最初に町民の方から生活保護の相談があった場合、町の担当者から生活保護の概要をまず説明いたします。その後、申請の意向のあった方については、県北部保健福祉事務所の生活保護相談員との申請相談を行っていただくようになっております。その後、保護申請がなされまして、決定された場合に県のケースワーカーさんと町の担当者が一緒に同行しまして、保護決定に係る説明をするために自宅のほうに伺うような流れになってございます。冷房機具の購入等については、県のケースワーカーの訪問調査の際に熱中症予防が必要となる時期に説明を行っている状況でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町の担当者とケースワーカーが十分に連携を取りながら進めているという答弁のようです。そうであっても、どうしても生活保護受給ということになると遠慮がちに受給するという世帯、自分から進んでエアコンの取付けなどを訴えられないという世帯もあるのかなというふうに思いますので、その辺については次年度、来年の夏場に向けて再度高齢者の方々の意向などを確認して進めていただければなというふうに思います。そうした中で30年の通知ですと、平成30年4月1日以降の申請でないと、初めて申請する方でないとこの対象にならないということですが、別な通知では30年4月1日以前の世帯であっても高齢者で構成されている世帯とか、あるいは障害がある方と同居なさっている方の世帯であっても、社会福祉協議会の社会福祉資金の貸付けを受けてこのエアコンを設置して、その社協さんへの償還分については、保健福祉事

務所のほうから直接社協のほうにその設置費用を補填するといえますか、賄うというような通知もあるようですけれども、その辺についても町の担当者もその辺熟知しているケースワーカーと当たっているものかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今の福田議員おっしゃったとおり、平成30年4月1日が基準となっているようでございます。それ以前の方についても世帯の状況によってはエアコンとか、熱中症予防に冷房機具が必要となる世帯等につきましては、今福田議員さんおっしゃったとおり、社会福祉協議会さんの貸付けの制度も活用ができるようになっております。いずれにしても、その対象者の方が生活の状況に変化等があった場合、まずは県のケースワーカーと、もしくは町の担当者のほうに御相談をいただきながら対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 生活保護世帯については、今まで担当課長が答弁なさったように、ケースワーカーなどと十二分に連携を図って、なおかつその受給世帯の要望なり、あるいは現状を見定めて適切に対処していただければなというふうに思います。今後の事業展開について、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、高齢者世帯の状況についてお伺いをいたしたいと思っております。

昨今の高齢化社会の中で高齢者だけで構成されている世帯が大変多くなってきているようでございます。これについては町のほうで県のほうに3月末現在の数値を報告して、県内全部取りまとめているようですけれども、それを見ますと、本町の3月末現在の総人口6,605人でございますけれども、そのうち65歳以上の一人暮らし世帯170世帯というふうになっております。65歳以上の高齢者が2,326人ですので65歳以上の高齢者のうち、1人世帯の方が7.3%を占めているというような状況でございます。県のほうの統計資料を見ますと、1人世帯についてはある程度読み取れるんですけれども、高齢者2人で構成されている世帯、あるいは高齢者だけの3人以上の世帯というのがなかなか数字として読み取れないものですから、ここ数年の1人世帯の世帯数、2人世帯の世帯数、3人世帯の世帯数、そしてトータルでいいんですけれども高齢者のみ、そういう高齢者のみで構成されている世帯数、あるいは高齢者のみで構成されている世帯の高齢者数など、どのような数字になっているものか把握しているものがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

高齢者1人世帯等の推移でございますが、平成30年から1人世帯、2人世帯、3人以上の世帯、高齢者のみの世帯ということで説明いたします。平成30年1人世帯が149世帯、2人世帯が131世帯、3人以上の世帯が25世帯、高齢者のみの世帯ですね、1人世帯、2人世帯、3人以上世帯を含んだ世帯が305世帯になっておりまして、人数が489人

となつてございます。

令和元年度については1人世帯が160世帯、2人世帯が151世帯、3人以上の世帯が24世帯、高齢者のみの世帯が335世帯で人数が538名となつております。

令和2年度、1人世帯が158世帯、2人世帯が175世帯、3人以上の世帯が25世帯、高齢者のみの世帯が358世帯で人数が587名となつております。

令和3年につきましては1人世帯が170世帯、2人世帯が189世帯、3人以上の世帯が27世帯、高齢者のみの世帯が合わせて386世帯で635名の人数となつてございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今担当課長のほうから高齢者のみで構成されている世帯、そして高齢者のみで構成されている世帯の人数等について、平成30年から回答がございました。今の回答をお聞きしますと、毎年高齢者のみで構成されている世帯も増えてきておりますし、当然ですけれども、高齢者のみで生活している高齢者も多いという現状、これはうちの町に限らず、どこの市町村も同じような傾向にあるのかなというふうに捉えますけれども、そうした中で高齢者に対しての一番熱中症で危険が危惧される方への何らかの支援というのは必要になってきているのかなというふうに考え、私は考えるものでございます。

それで、通告書7番と8番、これ前後して質問させていただきます。それで、8番目にエアコン設置助成制度の創設についてということで御質問をさせていただいております。先ほども宮城県の熱中症における救急搬送状況等について私からも報告させていただきましたし、担当課長のほうからも大崎管内の状況などについて回答があったようです。熱中症の救急搬送車の約半数が高齢者であつて、なおかつ住居内で熱中症の症状に陥るといふ方が40%近くの数字になっているようでございます。高齢者の方は1日の大半を自宅で過ごして暑さを感じにくく、高温でも普段と同じように生活して特別の対策が講じられず、自宅内で熱中症になるのではないかなというふうに考えます。そうした状況下もありますので、高齢者の見守り対策事業の一環として高齢者1人世帯、あるいは高齢者のみで構成されている世帯のエアコンの設置状況などについて、例えば民生児童委員さんなどに協力をお願いすれば、その辺の調査などは短期間の中でできるのかなというふうに考えますけれども、次年度に向けてそういう調査などをしてみる考えはないのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

エアコンの設置状況調査、これまで町として実施してはおりませんでした。今後、ちょっと内部のほうで検討させていただきたいと思つてございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） やはり熱中症の対策事業が、対策が叫ばれておりますので、こういう見守り事業の一環として各高齢者世帯の状況について、ぜひ次年度に向けて調査な

どをしていただければと思います。

それで、前段で生活保護世帯の厚労省通知による対策について質疑を交わさせていただきましたけれども、厚生労働省でこういう通知を出したということは、熱中症対策としてエアコンは必要最低限が必要な冷房機器だというふうに国のほうでもやっと認めたものかなというふうに思います。近年の猛暑による熱中症の高齢者が救急搬送されるケースが多発しておりますので、他の自治体ではエアコンの設置費用について補助を出している自治体も既にあるようでございます。宮城県内ではないようなんですけれども、福島県ですと喜多方市では、令和元年度から高齢者のみの世帯について補助事業を創設しておりますし、群馬県のほうでも大泉町とか前橋市でも令和2年度から補助率に多少の差はありますけれども市、あるいは町の単独事業としてこの事業に取り組んでおります。先ほども言いましたけれども、宮城県内ではまだどこの自治体もこういう事業に取り組んでいる自治体ございませんけれども、他の自治体に先駆けて高齢者支援の一環としてこういう事業を検討し、取り入れてみてはいかがかなというふうに考えますけれども、その辺について今までの担当課長と私の質疑をお聞きして、町長はどのように感じ取られたものか。町長の所見をお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 県内の動向をよく見させてもらうということになりますけれども、中には例えば防音関係でエアコンつけても使っていない人もあるというふうに聞いていますし、これは電気料とかそういうのは全部負担しなければなりませんのでね。ですから、個人個人でこちらで思うようなふうなことだけではないようなこともあるというふうになるかと思っておりますし、こういう助成関係については、よく県なり、県内の市町村の動向をちょっと見極めさせていただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 県内の動向を見る、右倣えというような感じになりますけれども、やはり他の自治体に先駆けて一歩足を踏み込んでいただければなというふうに思います。この事業、通常のソフト事業であれば一旦、例えば医療費の助成とか給食費の助成ということで、そういうソフト事業スタートすれば、本当にこの制度をやめるまで延々と続きますけれども、こういう事業であれば初年度は何件か数多くの希望者があるかと思っておりますけれども、次年度以降はさほど件数的にも出てこないのかなというふうに考えますので、ぜひ、その辺県内で先駆けて取り組んでいただければなというふうに思います。

それで、今町あるいは市単独の補助事業を実施している自治体、3つの自治体を紹介させていただきましたけれども、令和3年度このコロナウイルス感染症が拡大して、国のほうから臨時交付金が全国の自治体に交付されております。そういう中で、熱中症と新型コロナウイルス感染症の両面からの予防対策ということで、国のほうの臨時交付金を活用して高齢者世帯へのエアコンの設置の助成をしている自治体もあるようでございます。そういう自治体もある中でございますので、多分臨時交付金でやっているということは、どこの自治体でも取り入れ可能かなというふうに考えますけれども、その辺に

についてもこれから寒い時期になりますけれども、来年度以降もこういう臨時交付金の交付が継続されるという状況であれば、そういう事業を活用してでも取り組める事業かなというふうに考えますけれども、その辺どのように考えているかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 該当なるかどうかということについては、どこかあると言われればあるんでしょうけれども、その辺も検討しなくちゃならないと思いますので、何にでも使えるものではないということは御案内のとおりですので、検討させていただきます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 臨時交付金を活用したこの事業実施している自治体、各町のホームページなどを見ますと、相当多くの自治体がこのコロナウイルス感染症の予防と熱中症対策事業の両面から交付金事業活用している自治体が数多くありますので、その辺の全国の動向なども検討していただいて、ぜひ次年度に向けて12月からいろいろな予算編成等々始まると思いますけれども、そういう点も1つの事業という位置づけで前向きに取り組んでいただければと思います。

次に、エアコンの関係最後になりますけれども、町営住宅のエアコンの設置の環境整備についてということで通告をさせていただいております。本町にも二反田、上ノ原、花川、地域活性化住宅ありますけれども、今エアコン設置することになると、エアコンの専用コンセントの設置が必ず必須事項のように家電業者のほうから言われますけれども、その辺の専用コンセントの取付状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

公営住宅につきましては最低限の設備で提供しておりまして、電灯やカーテンなど必要なものについては入居者の負担で設置が大原則であります。エアコン設置に係る電源設備についても、入居者負担での設置が原則であると考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） エアコンの設置にかかる費用については入居者負担という御答弁ですけれども、私の聞いているのは専用コンセントの取り付けられている住宅はどこどこで、専用コンセントを最初から取り付けしていない住宅はどこどこだというふうに答えていただければいいんですけれども。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

専用コンセントのない住宅でございますが、こちらにつきましては二反田住宅、上ノ原住宅となっております。また、専用コンセントのある住宅につきましては花川住宅、あと活性化住宅のやまびこ住宅、あたご住宅となっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今回の回答ですと二反田住宅、そして上ノ原住宅についてはエアコンを設置する際、必要とされる専用コンセントがないというような状況のようです。やはり熱中症が叫ばれている中でございますので、家主として専用コンセントの設置ぐらひは設置して入居に向けたらいいのかなというふうに考えますけれども、なかなか財政的な面もあって難しいとか、維持管理の面もあって難しいというような答弁が返ってくるのかなというふうに考えますけれども、多分既存の住宅、二反田住宅、上ノ原住宅で自前でエアコンを設置している世帯もあるというふうに考えますけれども、そういう世帯、実際自前でつけている世帯ありますよね。そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

実際にエアコンを設置している世帯数は把握してございますが、専用のコンセントを使用している世帯については、ちょっと確認はしておりません。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 実際、私も外観から見てエアコン設置している世帯、半数ぐらいあるのかなというふうに見ております。そうした中で、やはり今専用コンセントの設置が義務付けられている中ですので、最近つける家庭であれば、家電業者から必ず専用コンセントつけてくれというふうに言われると思います。そうしますと、私も知り合いの電気事業者の方からお聞きしましたら、専用コンセントつけるということになると、ブレーカーからコンセントつけるところまで天井くぐさなくても壁伝いに持ってくれば専用コンセントはつけられるというような状況だそうです。1個つけるのに大体1万円程度ぐらいでつけられるのではないかというようなお話でございましたし、また、例えばブレーカーから専用コンセントまで線持ってくるということになると、住居の安全性といたしますか、そういう観点からも町としては、そういうコンセントからテレビとか炊飯器に引っ張る線だけあれば最初からコンセントつけているのでいいんですけれども、専用のコンセントをブレーカーから持ってくるということになると、住宅の安全管理の面からも何らかの届出義務とか何かそういう規制ではないんですけれども、町で現状を把握する手段も必要かなというふうに考えますけれども、そういう手段は講じられているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

届出というお話でございますが、町の住宅管理条例の中、第26条に模様替え等の禁止等というものがございます。入居者はその入居に係る町営住宅を模様替えもしくは増築または敷地内に建物もしくは工作物を設置してはならない。ただし、原状回復または撤去が容易である場合において町長の承認を得た場合はこの限りではないとなつてご

ございます。承認が必要となるのは原状回復、撤去が容易な模様替え、増築、敷地内の工作物への設置に対してありまして、通常のエアコン設置については求めてはございません。専用コンセントの増設についても必要な場合でも壁止めでの露出配線での施工ができるために、これについても求めてはございません。ただし、壁を貫通させるような工事を行う場合には承認が必要となってきます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今担当課長補佐のほうから回答ですと、通常のエアコン設置の専用コンセントについては、届出も必要ないというような御回答のようでしたけれども、住宅の管理者として、こういうブレーカーから新たに線を引っ張るというのは、安全対策の上からも届出なりなんなりしていただいて、現状を把握しておくというのが必要かなというふうに私は考えますので、今規則を朗読していただきましたけれども、今後何らかの対策などを講じていただければなというふうに考えますけれども、その辺について町長の考えをお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのことについても今は検討をしたい、検討をさせてもらいたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町長のほうから検討させていただきたいというお言葉、回答を数回いただきましたので、そのことについては検討結果を改めて何らかの機会に結果をお聞きしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、2点目の通告についてお伺いをしたいと思えます。

大滝野営場周辺及び林道、登山道等の環境整備についてということで通告をさせていただきます。令和元年の台風19号被害で通行止めとなっていた岳山林道が7月に通行可能となり、大滝野営場までこの山から進入することができるようになりました。このことについては町広報紙8月号の表紙にも大きく掲載されておりましたし、また、8月20日発行の河北新報でもそのことについては取り上げております。さらに、加美よつば農業協同組合情報誌YUME 9月号では、2面を割いて船形山を紹介している状況でございます。船形山周辺の大滝、あるいは鈴沼については数少ない本町自慢の観光スポットでもございまして、以前から多くの登山愛好家が訪れまして、四季折々の自然を満喫している状況というふうに捉えております。これから紅葉シーズンを迎えますと、岳山林道を利用した登山愛好家が増加するものと思えますので、大滝野営場周辺及び林道、登山道の環境整備について、順にお伺いをしていきたいと思えます。

まず最初に、大滝野営場にバンガローが設置されております。2棟のバンガローが設置されております。このバンガローは整備してから相当年数が経過しておりまして、私も行ってみたんですけども、破損箇所も目立つようになってきております。私も8月

24日の午前中に大滝野営場の状況を見させていただきました。そうした中で、2棟ともトタン屋根の一部が破損している状況でございましたし、入り口の扉も根元が腐食して連結部分が破損している状況でございました。今後の修繕計画などはどのように計画されているものかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田議員の2つ目の質問、大滝野営場関係についての質問がございましたので答弁をしたいと思います。

まず、バンガローの修繕及び清掃ということでございますけれども、こちらでも修繕が必要な箇所は把握をしております。来年度に向けて事業費の算出を行っておって、清掃についても今年は実施はしておりませんでしたけれども、利用者が気持ちよく利用できるように定期的に実施してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 現地を確認して、破損個所については確認しているということで、来年度に向けて事業費を算出して、来年度で修繕したいという考えのようですので、とにかく早急に修繕しておくべきだというふうに考えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、清掃についてですけれども、私も行って見て、掃き掃除とか何かが行き届かなくて、新聞紙などが散乱している状況が見受けられましたので、船形山の山開きのとき1回の掃除ということではなく、2か月に1回程度、現地に登ってみて現状を把握して、ほうきとごみ袋持っていけば大丈夫だと思いますので、その辺の管理の徹底をよろしくお願いをしたいと思います。そしてバンガロー、当然木造りですので、いずれ倒壊などの心配もあるのかなというふうに思います。今現在すぐ倒壊するというような状況ではなさそうでしたけれども、長期的な管理計画、町の公共施設等管理計画などあると思いますけれども、その中でそのバンガローなども位置づけて計画に載っているものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その長期修繕計画にはバンガローは載ってなかったかなとは思いますが、建設についても直営で設置したという経緯もございますが、バンガローのその修繕箇所につきましては先ほど議員さんおっしゃったとおり、トタン屋根が外れていたということで、トタンについては屋根の棟板金のことだと思います。これについては来年度に向けて修繕したいと。それから、ドアについてもこれも確認しておりまして、その辺も修繕もしていきたいと思っております。

今船形関係の担当課の確認につきましては、月に1回程度の確認となっておりますが、バンガローの清掃等については、登山客の方々の登山マナーというんですか、清掃をやっている状況でございますけれども、さらに修繕も検討しながらそういった

清掃も利用者が本当に気持ちよく使えるように清掃に努めてまいりたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町の財産ですので、決算書を見ましても後ろのほうにバンガローについては山小屋だという形で載っている施設でもございますので、維持管理についてはよろしく願いをしておきたいと思っております。

次に林道、登山道の補修及び刈り払いについてということで通告をさせていただいております。岳山林道が通行可能になったということで、私も先ほど質問の中で言いましたけれども、8月24日に小栗山方面から大滝野営場まで行ってきました。広報紙あるいは町のホームページでは、四輪駆動車とか車高の高い車での通行が望ましい旨周知しておるようですけれども、この林道については私も何度か利用したことがございましたので、以前からも四輪駆動車とか車高の高い車での通行ということ呼びかけてはおりましたけれども、注意を払えば普通車であってもどうにかこうにか大滝野営場まで行けるような状況でございました。そういう先入観念もあったものですから、私も浅はかにも今回も同じように女房の車を借りて行って見ました。その結果、大変な目に遭いまして、岳山林道補修終わったところから先については、3年前行ったときとは打って変わって大変な状況になっておりました。岳山林道から上は国の管理下だということもあらうかと思っておりますけれども、両脇の草は伸び放題、路肩も分からない、そしてところどころに大きな石は露出している。対向車が来ればすれ違うことも困難だった。また、大きな石に車の下をぶつけて何らかの破損などをしてしまえば、故障してしまうというような状況かなというふうに考えてきました。そういう状況下に普通車のフィットで出向いたという、私の自業自得だとは思いますが、何度か行った方はもう一回あの程度であれば乗用車で行けるんだという思いで上っていくものと思います。そうした中で、林道の刈り払い、そして大きな石露出したところの保守、やはり色麻の観光スポットということで位置づけて観光パンフレットにも載っている場所でございますので、その辺の修繕、刈り払いについてどのように考えて、これから観光シーズンでもございますので、対処しようとしているのかお伺いをいたします。私も帰りは小栗山方面に怖くて下りられなくて、柘沢のほうにやむを得ず下りて帰ってきたという状況下でございました。その辺についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まずもって、その林道の刈り払いということでございます。船形の野営場に行くまでは町道、それから林道を使って行くわけでございますが、まずもって町道につきましては、林野作業員のほうで7月に刈り払いを実施しております。それで、そこから奥の林道につきましては、毎年そもそも林道の刈り払いは7月に実施しておったんですが、なかなか土砂崩れの災害復旧等々もありまして若干遅れてしまいまして、議員が調査に行った後になりましたけれども、8月の下旬に路肩の草刈りを実施しております。それか

ら林道の洗掘がひどいということだと思っておりますが、林道のその管理につきましては、国有林内ということもありまして、森林管理署が管理を行うということになっております。それで、以前は国有林の主に杉の伐採やっている頃には、積極的に森林管理署のほうで敷砂利をしていたという状況で、そういった森林管理署のほうで敷砂利できない場合は、町と森林管理署のほうで協議しながら、町で敷砂利もしたという経緯で今まで来ております。それで、現在は森林管理署の木材の伐採というのは、私の記憶から言いますと平成二十四、五年が最終で、その後、伐採もしなくなったということになりまして、当然道路の敷砂利等々もしないというような状況でございます。それで、現状については、林道につきましては勾配がきつくて、どうしても敷砂利をしても直ぐに流れてしまうという状況ではございますが、現状的には勾配のきついカーブが主に洗掘がひどい状況となっておりますので、その部分については森林管理署と協議をしながら、森林管理署のほうに敷砂利をお願いしながら、なおなかなかできないということであれば、町で部分的な敷砂利になってしまいますけれども、そういった対応で極力車を傷めないような道路状況にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今課長のほうから答弁がありましたけれども、林道、国管理のやつはなかなか難しいというのも分かりますけれども、全部敷砂利ということではなくて、洗掘がひどくて大きい玉石のようなやつが大きく出ているようなところは、町の予算を若干投じて補修といいますか、そういうのをしておくべきかなというふうに思います。ましてや、これから9月、10月、登山、紅葉シーズンに向けて土日ということになると多くの方が訪れると思います。産業振興課のほうにも問い合わせなど結構来る時期になると思いますので、その辺については町長は自分の軽トラックで上って行って見たことあるかどうか分かりませんが、一度敷砂利する前に上って見ていただいて、肌で感じていただければと思うんですけれども、その辺について行ってみる勇氣あるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 時間あるときには行かせていただきます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 色麻の観光スポット、船形山、そして大滝、鈴沼ということで町の長期総合計画にもアクセス道路の改善というような形で掲げていることでもありますので、その辺についてはよろしく願いをしておきたいと思います。以前は大滝野営場までマイクロバスで行くことも可能でございました。今は多少敷砂利してもマイクロバスでの通行というのはなかなか難しいのかなというふうに思います。そういう状況でございます。ましてや、万が一事故あったとき、あそこは携帯電話も電波入らない箇所が相当の距離ありますので、夕方なんかになってしまうと、遭難騒ぎなんかにも発展しかねないというような状況だと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。私も9

月初めに加美病院に受診したんですけれども、その際、大崎市在住の方、知り合いの方から余計な話だけでも船形に上って行ってみましたかと言われました。私、24日に行った直後だったので私も行ってみましたと言ったら、ひどかったでしょうと言われまして、その改善を促された経緯もありますので、その辺についてはよろしくお願いをしたいと思います。

あと、大滝野営場から湯谷地まで、あそこは登山シーズンになると毎年のように刈り払いしておったように記憶しているんですが、その刈り払いについては今も変わらないというふうに捉えていいものかどうか。

あともう1点、鈴沼周辺なんですけれども、3年前に行ったときは倒木などが何か所かあって歩きづらい箇所も見受けられたんですけれども、その辺、大滝野営場から湯谷地までの登山道、鈴沼周辺まで行く散策道といいますか、その辺の管理についてどのようになっているかお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

登山道のその刈り払いでございますが、まずもって今年の5月下旬に林道の状況、それから積雪の状況を確認するために調査の登山を実施いたしました。そのときに登山道の入り口の部分に倒木がございましたので、その倒木については撤去・搬出したという状況でございます。それから山頂までの刈り払いについては、去年は実施しておりまして、今年の実施する必要はないであろうということで、今年の登山道の刈り払いはやっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 現在は十二分に管理されているというふうに捉えてよろしいわけですね。今後ともよろしく管理、観光客からクレームなり御指摘されないような管理をお願いをしておきたいと思います。

それから簡易トイレの設置ですけれども、これについては8月の、これも23か4辺り入札を執行したというふうにあるようなんですけれども、完成時期はいつ頃をめどに今事業が進められているのかどうかお伺いをしたいと思います。観光シーズン迎えますので、早めの完成を期待しているわけですけれども、完成時期お願いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その前に、先ほど質問に対して回答しなかった部分の湯谷地までの歩道でございますが、その部分については倒木もなく、良好な状況と見てまいりました。

それから鈴沼までの歩道、良好な状況でございました。

それからトイレの件につきましては、今まであったトイレについては撤去を8月にいたしまして、新しく簡易トイレを設置しまして、供用開始が来週の14日ということで進めております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 簡易トイレについては撤去を既にして、供用開始は9月14日ということですね。分かりました。

今まで大滝野営場の管理、あるいは林道等について質問させていただきました。先ほども申したとおり、第5次長期総合計画の中にも船形連峰については、本町にとって豊かな自然のシンボリックな観光拠点であるというような位置づけです。町の観光パンフレットにも大きく掲載されておりますし、町のホームページを開いても色麻の観光地というと、愛宕山公園と船形連峰と2大観光地ということで取り上げておりますので、その辺の管理については利用者、特に町外の方のために整備するわけではないんですけれども、町長常々交流人口の増加を期待しているというような答弁、今回の一般質問の中でも交流人口について何度か掲げているようですので、交流人口を増やす意味からも、そして色麻町を知っていただくという意味からも船形山周辺の管理徹底をお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上で、12番福田 弘議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、6番小川一男議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。小川一男議員。

〔6番 小川一男君 登壇〕

○6番（小川一男君） それでは、一般質問を行います。

今回、私は2項目通告しております。順に質問を行いたいと思います。

まず初めに、情報通信施設について。この件につきましてはいろいろ問題のあった関係の一部なんですが、町政のあゆみによれば、情報通信施設は地域の高度情報化を図り災害情報の提供及び住民福祉の向上に資することを目的としてまとめられております。公共施設に一応私の認識として50か所に設置したこの状況について質問したいと思いません。

まず初めに、施設の供用現状ですが、なおこの情報通信施設は第1段階として公共施設、それを受けて町民全世帯にやるという二段構えの構想だと私は認識しております。なお、その構想は平成23年そこからスタートしていろいろやってきたんですが、御案内のとおり、WiMAX家庭に対する情報提供は御案内のとおりです。よって、今現在残

っています公共施設のこの状況について現況を説明をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小川議員の情報施設についての質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

現状ということでございますから、この情報通信施設W i M A Xシステムについて、36の公共施設に46の無線機器、予備を含めて50になりますけれども配置をし、6か所の基地局から電波を送信し、運用する設備として供用を開始いたしました。しかし、電波の干渉等により安定せず、公共施設間における送受信においても不安定な状況にありました。供用の開始、平成25年4月から6年が経過した平成31年には2か所の基地局の基板の故障が発生をし、修理の必要が生じましたが、国外のメーカーに依頼する必要があり、財政的な負担等を考慮し、残りの4か所の基地局で公共施設間をカバーすることといたしました。その後、令和2年度、昨年度でございますが、コロナ禍ということもあって、リモートによる簡易的な保守点検が行われたところ、さらに2か所基地局でも基板等に不具合が認められている状況でございます。基地局の施設は供用の開始、平成25年4月から本年度で8年が経過するため、基板の故障をはじめ設備等の不具合がさらに顕著となっている状況でございます。現状が今のようなことであります。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま町長から施設の供用状況、現状等について説明をいただいたんですが、結局本来の施設としての機能を十分に果たしているのかどうか。もろもろの説明はただいま町長から受けましたけれども、その辺については町長はどのように認識しているのか伺います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、6か所の基地局のうち4か所の基地局で公共施設間をカバーしていた。さらに、昨年度のリモートの保守点検によって、さらに2か所の不具合と。つまり今現在2か所、あとの2か所はもう電波を出したり出さなかったりとこのような状況でございますので、現状としては当初の目的の連携システムの、当初の目的の状況ではないという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） しかればこの施設、たしか総務省の補助事業で行ったやに記憶しているんですが、このままの状況を今後、2番目になりますけれども、どのように持っていく方向性を考えているのか。ちなみに、この情報通信施設の決算ですが、平成30年には保守管理点検等で523万円ほどかかっております。W i M A X修繕契約で199万円ほどです。令和元年は176万円、そして今回配付されました決算書では480万円ほど完全なる保守あるいは点検でこの金額を要しているのが現状です。このような状況下の中でおかつ補助金の絡み、返還性もあるのですが、いつまでこのような状況で町としては対応していくのか。具体的な方向性があれば説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、この施設に関しましては総務省が所管いたします災害に強い情報連携システム構築事業、この補助事業を活用して整備をした施設でございます。したがって、今現時点のこの状況ということにつきましても、これは以前から東北総合通信局と対策を協議してまいりましたが、今年も協議を継続してございます。その補助事業を活用した施設でございますので、当然今後の運用方法等につきましてもその東北総合通信局とその課題を洗い出しをしながら、特に先ほど処分ということもおっしゃられました。当然その施設ごとに細かくそれぞれ処分の制限期間、これは補助金適正化法によるものでございますけれども、それぞれの設備ごとに区分して洗い出しをしていくといったような作業も必要になってございます。その作業を確認をしながら引き続き処分できるもの、あるいは今後活用できるものと、その辺を洗い出して引き続き総合通信局と対策を協議していくということになると思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま担当課長の説明ですと、要約するとこれは利活用、そのような方向ではなく、償却という方向で今検討しているという認識でよいのか、まずお聞きします。それから、その場合、当然財務諸表の言葉ではないんですが、減価償却等の絡みも当然出てきますし、補助金ですからその辺のシビアな会計上の捉え方もあると思われまので、その辺も具体的に担当課長の説明を聞くと把握しているやに私は理解したので、もう少し具体的に説明を求めます。

さらに、先ほど当初町内6か所にアンテナ、2か所は駄目なって4か所、さらに2か所なって最終的には2か所、ところがこれはこの町執行部の説明ですと、通じないということで中継アンテナ、たしか10基前後設置したやに記憶しております。その辺の構築物の償却等も併せて検討しているのか、もう少し具体的な形で説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

施設の処分に関しましてでございますが、処分することに関しましては先ほども申し上げました補助事業を活用してございます。当然、その処分制限期間、いわゆる耐用年数に相当するものでございますが、それぞれの施設ごとでございます。もちろん5年で終了しているものもございます。中には10年のもの、長いものと鉄塔42年、これが処分制限期間でございます。したがって、その辺も一つずつ洗い出していきながら、とにかく設備ごとの処分制限期間、処分することによる新たな負担ということも想定されますので、この辺も当然これは協議をしながら、あるいはこれまでも議会で何度か御指摘ございましたけれども、例えばWi-Fiとかその基地局にできるかとか、当然今の現在の設備は更新して使用することはできませんけれども、新たに例えば鉄塔基地局をそのような形で使うことができないか、いろいろな形でできるだけ新たな負担が生じないようなそのような方法で考えていきたい。これは東北総合通信局補助の担当課と引

き続きこれは対策を協議していきたいというふうに思います。

それからR Fに関しましては、これは町の単独事業で設置をしてございますので、その設備の処分も併せて、それは一体的な施設でございますので、その処分できるそのタイミングに合わせて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今詳細に説明を受けましたけれども、しょせん再利用の確立、内容等を聞きますと無理な状況なので処分費用云々も当然出てきますが、あれば当然保守管理、修繕が生じてくるわけです。ただし、どんなものでもそういう状況であれば、俗に経理上であれば一時損金、そういう形で処分するのも私はやむを得ないと考えています。そうでなければ、ただあるだけで保守管理、それに振り回される職員、そういうのを総合的に勘案すれば粛々とただ耐用年数、先ほど42年とかとてもすぐ理解できる数字ではないんですが、そういうのもあればそれはいろいろな内容、補助要綱に基づいてやるのはよろしいんですが、それは徹底してやるべきではないかなと思われませんが、町長自身はどのように考えているか説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 課長から答弁しましたけれども、東北総合通信局といろいろ相談をしながら判断をしたいというふうに思っております。ただ、これをメンテをして活用できるというものではないということについては、さっき言ったとおりですので、償却するにしてもいずれも東北通信局との相談の中での判断ということになるかと思えます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今回私が情報通信施設について質問を申し上げたのは、WiMAXの関係で情報通信それ全体が破綻したのではないかの旨があったんですが、一部破綻だということで当時は当然そうですね。町民に対するやつが破綻したので、一部破綻という形になっているはずですが、その前段としてこういう形で公共施設のほうがあるわけです。これは一体化して当然やったわけですね。では、一部破綻して残っているこれが今どのような形で有効利用されているのかなと思って今回質問したわけです。さらに、日進月歩のこの情報化社会において、いつまでも固執してスタートが23年です。そういう状況下であれば通信局等との話を密にして加速して私は処分というか、それを早期にすべきではないかなと思っていますが、再度町長より説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結果としては処分せざるを得ないということになるんだと思いますけれども、さっき申し上げたとおり、すぐにできるものとできないものがあると思いますので、その辺のところを東北総通と相談をしながら進めたいと、こういうことでございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 併せて有線放送、これも代替として今現在使っているんですが、

こちらのほうも併せて今後この今のやつは代替的な色彩というか、そういう傾向が強くて、今やっているやに私は認識しているんですが、これも部品等業者等いろいろあると思われる。この辺についてもいろいろ検討すべき時期ではないかと私は認識しています。今このような状況の中で有線放送は結構町民の皆様利用していると思われる。唯一の情報提供施設手段としては重要だと思われませんが、いかんせん時の経過、時代の流れ、そういう状況下の中で今後有線放送、この事業をどのようにして位置づけしていくのか、その辺についても併せて説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

情報通信施設に代わる一斉放送の手段といたしまして、当面の間、有線放送を活用させていただくということで、今現在有線放送事業を実施しているという状況でございます。特に老朽化が顕著でございました放送卓、あるいは制御用の装置、録音装置、いわゆる管理装置と言われるものがございますけれども、令和元年度に更新をさせていただきました。このことでこの管理装置は既に導入している自治体があったということで、さらに10年以上の活用は今後可能であるというような御答弁を申し上げた、そのような経緯がございます。ただ、御指摘のとおり、アナログからデジタルへとこのような流れで有線放送事業からこれもこれまでも御説明申し上げてきましたが、大手メーカーが既に撤退をしているという状況でございます。今現在本町でも委託をしている、例えば小規模な企業が取り扱っているそのような程度でございます。御指摘のとおり、今後の施設の維持管理がかなり難しくなっていくということが想定されます。ただ、災害等に関する町民の皆様への情報提供の重要なツールということで今現在活用していますので、そのような観点、また新たにデジタル化ということもこれも非常に財政面で大きな負担になってくるということも想定されますので、その辺も十分考慮しながら国の動向などを収集させていただく。そしてまた有線放送事業者、今現在委託している事業者、その有線放送事業界としてはどうなのかといったようなことも含めまして、情報収集作業を進めていきたい。これも継続してやっていくということでございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） それでは、情報通信施設について今の方向づけ、それを着実に進めていくことを希望して第1問目については終了いたします。なお、第1問目につきましては、前政権下の継続事業です。事業は継続なりといえども、その状況判断は現執行部が明確に判断するのもこれは時代の流れでありますから、その辺は厳粛に問題を捉えていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 次に、農村環境センター改修工事について。これは1問と違いますが、現町長が十分に実力を発揮した案件です。私は過去に令和2年定例会議で、この農村環境改善センターについて質問いたしました。最終的にはいろいろな形で瑕疵担保の確認やら責任云々、詳細に説明はいただきましたが、結論は完全なる瑕疵状況にあり

ますので、令和2年の定例会9月においては今後の対応、それを要約として質問しましたが、はっきり言って様子眺めとの状況で、報告で9月会議は終わっていると思われず。あれから1年、改善センターの現状及び認識について、どのように今1年経過して思われているのか。よく現状認識につきましては三現主義といたしまして、現場に行って現物を見て現実を認識するという言葉があるんですが、この1年間の中でいろいろな変化等いろいろあるんでしょうけれども、今現状をこの改善センター、町長自ら実施した事業をどのように認識しているのか、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小川一男議員の2問目、農業改善センターの改修工事についての質問がございましたので、御回答を申し上げたいと思います。

現状をどのように認識しているということですが、多目的ホールの床の膨れということが一番目につくわけですし、今もそのままの状態が広がっているということで、その後、大きく広がったとかというような変化はございません。その最初の状況のままということになります。令和2年度、昨年度でございますけれども、利用件数は94件で1,940人、そういう利用者があったんですけれども、このようなコロナ関係でありますので、ほとんど多目的ホールを使うという状況ですけれども、その使っている状況では利用者からこの床の膨れに関する声についての苦情のようなものは寄せられてはおりません。特にそのことでどなたかつまずいたとかということもないので、今のところは見栄えはよくないんですけれども、こういう状況で我慢できるのではないかというふうな認識を持っております。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 現状認識について今町長より説明を受けましたが、余りにも現状認識は浅はかではないかなと私には思われます。今の説明ですと、その当時の状況でみみずばれが拡大していない、そういう傾向であって支障ない云々みたいな説明ですが、そもそも現状が拡大とか、みみずばれの拡大とか拡張が問題ではなく、改修工事やって完全に不完全な工事を行ったその事実なんです。その辺を認識しないと、逆に言えば私がリフォームやってああいう状況の廊下になった場合、様子見ますか。そして、さらには前回の質問で誰も責任取っていないです。誰か取った人、説明ではありませんよね。業者、県のほう、あるいは担当課、担当課が監督という、責任というわけではないんですが、やはり大枚をはたいてやったあの工事が瑕疵であるということを経験にすれば、執行猶予ではないんですが、1年過ぎて現在2年目、その状況を見て拡大していないから支障ないんじゃないとか、転ぶ人がいないとかそういう認識では私はないと思われませんが、その辺再度この現状認識、それから自ら改修工事やった意義、それを考えた場合、私は次の2問目に完結関連するんですが、具体的な改善策をやらなければ、それではJTTプランニングと同じですよ、極端に言うと。誰も責任取らない。現に現町長がいい意味であそこをやって、瑕疵であればそれはそれなりに幾らコロナ禍云々以前の問題として、もう少しこの改善センターの改修工事に対しての自覚と責任を持つべきでは

ないかなと思われませんが、町長の見解を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この問題について、完成後間もなくこの話題として提供を受けました。そのときにいろいろ担当した課長の判断からいきますと、これは業者のほうの瑕疵ではない、こちらのほうでの責任でもなくて、リフォームの場合に想定され得るような話でたしかあったやに記憶しております。確かにしっかりしたものではないということについては今指摘受けているとおりの状態ですけれども、ですから、業者の瑕疵ではないということです。何でもこれはどうにもならなかったんだというふうに理解しておったんです。どうしても今のままの状態がどういう方法か、修正する方法があるかないか、このことについてはちょっと検討させてもらいたいと思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今町長からの説明は前回の質問でも説明を、あるいは報告を受けています。ただ、問題は誰が責任、損害賠償、訴訟、何か色麻町好きだか嫌いだか分かりませんが、そういう問題ではなく、現に改修工事をやってあのような状況、みみずばれが起きているのが誰にも分かるわけですね、これは。もっと言うと、工事色麻町でやって、代替請求もできますよ。もし分かるのであれば。そうではなく、あのぐらいの工事を自ら町長がやって、1年経過してなお現状を見て支障ないような言い方では、じゃあ、リフォームとかそういう修繕はあの程度では済むものなのか。そういう形にならざるを得ないと思います。幾ら修繕であっても、設計内容はどうなっているのか。あの程度なら許容の範囲で工事完了を受けるのか、そういうことまで私は遡ると思います。結果としてあんなったけれども、業者もやることを誠心誠意やった云々では、自ら非を誰にも認めないで、それではトップとしてどのぐらい金額かかるか分かりませんが、コロナ禍消息すればいろいろな方があそこで行事等を催すと思われ。転ばないかとかこういうレベルとラベルの話で私はないと思います。もう少し自らやったこの改修工事に至っては真摯に対応してもらいたいと思うんですが、再度、今の様子ではまた1年模様眺め、様子眺めのように町長の説明で私は受け取ったんですが、再度その辺を確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あの形をどういう方法で正常な形にできるものかどうか、まず検討させていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今検討という言葉が出ましたが、私自身としては1年間待っているわけです。待ったわけです。それでも今の現状ですので、やはり検討、官公庁用語という言葉も聞かれますけれども、確実にあれは完全なる瑕疵ですよ。瑕疵といえば傷とかなんとかへ理屈いろいろあるんでしょうが、不完全債務不履行です。そういうものを堂々と契約してあのおりと済ませるといって、色麻町の工事に対する体質が私は伺われると思われ。やはりその辺は徹底してやるべきことはやって、責任があれば

それこそ賠償金の請求もできます。ただ、今そういう状況でない、お互いに非はないという状況下の中にあっても、あの施設は公共施設、皆さんが使うものです。やはり一日も早く最善の策をして、本来の町長が描いた床にすべきではないかなと私は今も思っています。検討する段階はもう遅いのではないかな。早急に工事に着工すべきではないかなと今なお私は思っているんですが、2回言っても同じ答えは出ると思うんですが、再度確認します。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） できるだけ早い時期を捉えてどういうふうな対応ができるか、まずそれを調べたいと思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） この件については検討が実施に速やかに移行されることを希望して、私の質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、6番小川一男議員の一般質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、10番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言願います。天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） それでは、通告しておりました3か件について質問をさせていただきます。

第1問目の湿害対策ですが、これは道命線改修工事に伴う水田の湿害について。これは6月にも一般質問させていただきましたが、残念ながら大変御苦労されている町民の方々がいるにもかかわらず、具体的な回答はいただけなかったように記憶しております。また、担当課からは現在も様子を見ているとのことですが、工事完了は既に数年前、大体四、五年たっていると理解しております。平成29年完了かな。様子を見るのが長すぎると思いますが、結論は出たのかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野秀実議員の最初の質問、道命線改修工事に伴う水田の湿害についてを質問されました。

前回も回答申し上げておりますが、これは前にこの問題が当初出たときに、数年前に出たときに、多分U字溝を入れたその原因ではないだろうかということで、U字溝のつ

なぎ目、目地を確認しながらそこを補修したということで、一度はそういうことであり
ました。その後、前回またこの問題で質問を受けたわけですが、今回はまだ稲刈
られている状態でございますので、稲刈られてから原因を確認をしたいということで、
お待ちを願っているという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 頂いている回答書には、さきの6月議会の一般質問の際に、今年
4月下旬に所有者宅に向かい、今年の稲刈り後まで待っていただき、調査する旨の話
を行ってきたところであり、対策についても現地調査を実施して田がぬかるんでいる状況
が続くようであれば、再度湧水対策に対処していくと回答したところでありまして回答
をいただいておりますが、これで間違いはないのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 間違いございません。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） まず町長はじめ、建設水道課の課長はじめ、職員の皆さん、また、
執行部の職員の皆さんにおわびをしなければならないと今思いました。と申しますのは、
私はこの件に関して全く対応する気がないものだと誤解をしておりました。そのよう
に思っていたんです。それで、地権者の様子を見ながらもう四、五年になりますけれども、
地権者の方が諦めるのを待っていたのではないかという疑念を勝手に持っておりました。
そのような思いを持っていたことをまずもっておわびをしたいと思っております。大変申し訳
なかったと。秋には現状をしっかりと確認して善処をしたいという思いの表れがこの回答
に表れていたんだらうと前向きに理解しておりますが、そのような理解の仕方ではよろし
かったのかどうか、再度町長または担当課長にお伺いをいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき申し上げたとおりで、まず原因が何かということ突き止
めないと対処のしようがないわけですね。もともと、例えばそこにU字溝なり、ある
いは改修工事をやらなくても、もともと田んぼから湧水状態になっているとすれば、そ
ういうことであれば決して町の責任ということではないわけですが、仮に町のほう
で工事をやったことが原因だということで、今の指摘受けているような状況が出てい
るのであれば、対策をしなくちゃならないと、そういうことです。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 私が誤解していたのかなと思っていたんですが、町民の方も私も
誤解する甚だしい言動が何点かあったと思われまして。私が確認しているだけでも。その
ほかにももしかしたら町民の方に何かお話ししたものがあられるかもしれませんが、それは
私は分かりません。ただ、私が確認していることを何点か指摘しておきたいと思っております。

工事が原因とは判断できないというのは、色麻町に責任はないよという発言をしてお
ります。これはさきの町長答弁に明確に印字されております。それから別に私は職員か
らこの話を伺いました。要するに、直すつもりはないんだなど。

それから2番目に側溝の目地から離れた田から水が湧いていた。これは何のことか分からないんですが、ちょっと具体的にお伺いします。これも明確な答弁をいただいたものです。そのU字溝の目地から離れた田から水が湧いていたと、要するに工事とは関係ないよというんですが、具体的に何番地の田んぼで、その目地からどのくらい離れていたところから水が湧いていたのか。これは答弁ですから、まずお伺いします。

それから平成29年、水は漏れていない。田んぼからの湧水もなし。さっき湧水があるんだけれども、田んぼからの湧水もなし。良好の判断をした。このように印字されています、私頂いたのには。

それともう1つ、様子を見ている状況。この様子見というのが、だって5年たつよ、もう。5年たって様子を見ている。この辺について特に側溝の目地から離れた田から水が湧いていたと。要するに工事が原因ではないと。こんなこと町民言われたら、もう誰に言っても自分たちのことは見放したんだなと、これ思いますよ。やらないということだから、実際何もやっていないんだから、そして。いいですか。町長に、課長にもお伺いしますが、私たちはこのように考えているんですよ。地域全体が生き生きと暮らしていくためには、我がことのように町の中で起きたことね、我がことのように考え、ともに暮らすまちづくりを推進することが必要だと考えている。魅力あるまちづくりを推進するためには、地域住民と行政が目標や課題を共有し、協働のまちづくりを推進強化していくことが必要だと考えているんですが、そのことについてはどうですか。それと、側溝の目地から離れた田から水が湧いていたというのをこんなことを町民が言われたら、もうこの人たちに何を言っても無駄だなと思います。はっきり言って。信用できないと思いますよ、これ。その辺について回答をいただきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 何もやっていないと言われると大変遺憾なんですけれども、冒頭に答弁したとおり、改修工事何もやっていないときには別にそういう問題当然起きていなかったと。そして、側溝を入れたり道路の改修工事をやった後に、今言ったように田んぼに水が湧水したとこういうことであつたので、そのときはそれでは側溝の目地の間から水が漏れているなということでの対応はしたわけですよ。何もやっていないのではないんですよ。そのときは対応して、そしてそれでいいということで様子を見てきたと。そして、今回また、前回質問されたように、そういう状態が出ていますよということをおっしゃっているわけですから、決してないがしろにしたとかということではなくて、1回はそれで大体収まったという状態であつたので、今回をまたそういうことが出たということで様子を見させてもらって、今回稲を刈ってからよく原因を確認をしたいと、こういうことなんですよ。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

まず一番初めに報告があつたのが、28年6月でございました。まだそのときは稲が植えてある状態で側溝の、田んぼからちょっと水が吹いているという話でございました。

その翌年に稲刈りが終わった時期に、その施工した業者に側溝の目地、また水口にコーキング処理を実施していただきまして、それからまた29年4月には地区住民から協力をいただきまして、水門の操作を1週間ほど行いまして通水しました。そのところ、水漏れもなく田からの湧水は確認されなかったということで、その当時は状況は良好であるという判断に至ったところでございます。しかし昨年、令和2年10月にその所有者の方からまたぬかるみがあるということで連絡がありまして、また、今年の4月に立ち合いを行いまして、稲刈り後に調査確認をするということで約束を受け取ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 側溝の目地から離れた田から水が湧いていたというの、この辺具体的にちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

側溝から離れている箇所ですが、田んぼの角というふうに聞いております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 現地を確認したところ、側溝の目地から離れた田から水が湧いているのを確認した。側溝の目地というのはU字溝だよ、このU字溝。U字溝から離れた田から水が湧いていたとこの表現の仕方というのは、工事が原因でないよと。だって、道路からいっぱい離れているところだもの。そこの田んぼというのはどこだったんですか。水が湧いているのは道路を造ったからでもないし、道路から遠いところから水が湧いていたから関係ないという表現になってはいますが、具体的に何番地のどこなんですか。これを見たら私もちょっとひどいかなと、俺に責任ないと言っているわけだから、これ具体的にどこの田んぼで、目地から何10メートル離れているところなんですか、これ。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

27年度に施工した箇所でございますが、当時そこの所有者の方から側溝から水が吹いているという連絡があったものでございます。現地に向かいましたら、そんなに遠く離れてございませませんが、水路がありまして、そこのじき近くの田んぼから水が湧いている状態でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 曖昧模糊で何のことか分からないんですが、私の回答書では27年ではなく、28年6月となっています。多分これまで町長はじめ担当課では、道路の工事をした際に町民の方が前からそういう悪い状況だったにもかかわらず、道路を造ったのかこつけていちゃもんをつけているのではないかという、そういう答弁に全部見える

んです、私から言うと。だから疑っていたと言ったの。これ全部そうですよ。工事が原因とは判断できない。側溝の目地から離れた田から水が湧いていたなんていうの、道路の近くではなくずっと遠くなんだから、そして様子を見ています。そこで、私は多分善良な町民の方々を相当精神的に追い込んだんだと思うんです。4年も5年も。そして、わらにもすぎる思いで、私わらなんですけれども、それで執行部に話ししてもらちが明かなかったもんだから何とかしてほしいという、そういう気持ちだったと思うんです。そういう状況、例えば私も農家やっていますから、これから後継者に自分の土地、水田を移譲していく年齢に入ったんですが、やっぱりお金かけて誰かに譲るとき、ちゃんとしたものを譲っておきたいとこれは思うわけですよ。そこで、町長、いろいろあると思うんですが、稲刈り後でもいいんだけど、まだ稲刈り前だけでも、担当課も別にそんなに忙しいわけではないから、みんな忙しくて机にも座ってられないような状況ではないものだから、現場よく見るといいと思います。今の現場どうなっているか。そこでこの件について対応するという事は、多少の金銭の支出は伴うわけだが、しかし、色麻町の将来に向けたその産業基盤をしっかりと後進に引き継いでいくと。その役割が自分たちに今あるんだと考えれば、これはひとつしっかりと真摯にこれは善処をする必要があるんだろうと私は思っております。そして、今回の実はこの前の答弁と違って、町長の答弁は多少曖昧なところはありますが、非常に前向きだと私は捉えました。今回の答弁は。万人もそうですが、やはり1人の困っている町民、精神的に追い詰められた町民のところに行ってまず話を聞いていただいて、そして何か昨日町長は何かお会いしたということは聞いています。それで大変勇気づけられる言葉をいただけたということをおっしゃっていただきましたので、ぜひ稲刈り後でもいいですが、稲刈り前にもぜひ足を運んでいただいてどういう現状なのかと、そしてなぜ困っているのかと。本当に前からそういうところだったんだけど、工事したことを原因にクレームをつけているのかどうか、そのことについても分かると思いますので、色麻町の善良な町民が何かにかこつけてそういうことするという事はないわけですよ。本当に困っていると。そのことを今後どういう対応ができるかは別にして、現状は町長も一度確認していただきたいと思っております。結構近い関係に私あると理解しておりますので、ぜひ困っている町民を見殺しにするようなことをしないように、私からもお願いしたいと思っております。このことについて町長のほうから再度答弁をいただいて、この件に関しては質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 基本的には町民の皆さんを大事にしたいということについては何ら私も同じでありまして、そういう困っている方については真摯に向き合うつもりではございます。ただ、回答を申し上げたとおり、私は対処はしようということをおっしゃったとおりなんですけれども、やっぱり公金を使うものですから原因は何なのかと、そしてさっき言ったように、町の事業において、そのためにそういう迷惑がかかっているのかどうかということについては、しっかり確認をしておかなくちゃならないこともあります。ですので、今はまだ稲立っている状態ですので、中こいでいけばがんがん湧

いているのは分かるんでしょうけれども、そういうのではないと思うんです、多分。そういうのではないと思うんですよ。だから、稲刈ってからそれから状況を見て、それから原因を把握させてほしいと。そして対処を考えたいとこういうことで了解していただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございます。これからのしっかりとした調査と、それから真摯な対応を期待しております。

そこで、ちょっと余談になりますが、町長は旭川の少女自殺事件というのを知っておられると思いますが、行政の中で起きたことですが、何年も前に起きたことなんだけれども、いまだに調査中なの、調査調査で何の結論も出していない。そこで、この旭川である青年がユーチューブでこの件について流した。このことによってマスコミからテレビから新聞から初めてこのことを取り上げて、そして恐らく間もなく何らかの処分が下るだろうと。要するに、私言いたいのはこういった工事をやったときというのは一定の場合によっては結果が出ることもあるんです、あるの。これはあるのは、あったのはもうしょうがない。しょうがないんだけど、ただ、それによって町民が不利益が受けるようなことがあるのであれば、それは善処しなくちゃならない。旭川の少女事件というのは、要するに原因が何でそうなのか分からないと、原因が分からないんだから、誰も責任取らないという立場を取っているわけだから、それをいろいろこれでは駄目だということで、ある青年が立ち上がったために、やっぱしテレビでも週刊誌でもマスコミでも取り上げるようになって、何とか解決のほうに今向かっているようですが、色麻町でもそうならないわけですが、これから町長の善良な奮起を期待しております。この点については。

続きまして、改善センター改修工事の対応についてお伺いいたします。先ほど6番議員さんが質問されたのと同じ件ですが、この改修工事に伴う床のゆがみへの対応については、私も既に質問させていただきました。町当局としては様子を見ているところだとのことですが、数年既に経過しています。どうされるおつもりなのかお伺いをいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の2つ目の質問、改善センターの改修工事への対応ということで質問をいただきました。

前段、先ほど小川議員から強くお叱りを受けたばかりでございまして、この件についてはどういうふうな対応をしたらいいのかということで、少し時間をいただきたいというふうに思います。これは前にもたしか建設課長から説明あったと思いますけれども、リフォームの場合のこういうようなリスクはありますよということは、たしか話としては出たと思いました。そのリスクを取らないようにするためには、下の末端の基礎工事からたたき上げていかななくちゃならないということであったと記憶しています。ただ、予算の関係上、そこまではということでしたので、そういうことでこういう状況になっ

たというふうに思います。ただ、どうしてもあのままでは駄目だということであれば、見積もりを取ってどの程度どういうふうにしたらいいかということについては、改めて対応したいと思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 町長、私によこした回答と同じ回答をしていただかないとおかしくなるんです。そこで、私どういう回答をいただいたか、ちょっと御披露させていただきます。

多目的ホールの床については、使用するに当たってほとんど支障がないということと、最初に膨らみを確認してからほとんど変化がありませんので、現状のまま使用したいと考えています。床全体のシートを新たに貼り替えても、湿気により今回と同じようになる。湿気によって新しくしても同じようになる、膨らんじゃうことが考えられますので、今後施設を使用していく中で、シートのつなぎ合わせ部分が剥がれるなどの補修の必要が生じた際に、併せてシートと床の接着補修を行いたいと考えております。答弁はこれでよろしいのかどうか伺います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いいんですけれども、さっき前段で同じ内容の質問を受けたものでしたので、その回答を申し上げたということです。この回答ではいいんですけれども、ただ、このままだとまた時間を稼ぐということだけで終わりますので、先ほどのお叱りを受けた内容ですと、あれでは駄目だということでしたので、さっき回答申し上げたので、同じ質問に対して違うというわけにはいかないと思いましたが、さっき言ったような答弁をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 私、今勝手に思っているだけなんです、思っていることを話をしますと、何かの事業をやって結果として不測の事態、不備があるのはこれは仕方がないことだし、こういう状況というのは当然あり得るんです。ただ、町長は執行部はそういったことについて、どうも対応するのではなく、様子を見続けると。簡単に言うと対応しないということなんだね。という私疑義を持っているんです。私勝手に持っているんだからいいんです。対応しないのは対応しないという判断、それは執行部の判断だから。そこで、ただ、この回答というのは私ちょっとおかしいと思うんです、はっきり言って。そこでね、方針として様子見するというんだから、ずっと見て駄目だといっても様子見るんだからそれはそれでいいんだけど、当初より変化なしという、私も当初確認したんですが、ゆがみが始まったとき、今相当悪化していますよ。いつ町長は確認されたのか分かりませんが、今と当初が最初がほとんど同じだと言ったら、相当びっくりしたと思います。あのゆがみを見たとき、最近見たのは6月なんです、議会のとき。ここ2か月ぐらい見ていません。6月議会のとき見たとき、私びっくりしてきました。バージョンアップしています。ところが、町長は当初とそんなに変わらないと、あんなにすごい状況を見てどのように思われましたか、当初、最初。答弁にありますけれども、

あんなに今すごいですよ、あれ。私から言うと、当初よりもすごいことになっていると思います。ところがそんなに変わらない。それでそのとき最初に見たときどう思われました。あの状況を見て。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 最初、やっぱり膨らみがあったということについては、それは記憶をしております。そういう中での、それが物すごくひどいかどうかといわれますと、そこまでではないのかなという思いでございましたので、今も幾らか大きくなったところもあったかもしれませんが、特別物すごく大きく、例えば膨らんだとかというそういう感じは受けてはいないんですがね。幾ら、どこか最初よりも別な場所でそういう膨らみが出たところがあるかもしれませんが、そんなに大きく気を遣うような状況ではないというふうに受け止めております。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 早坂町長、もしかしたら目悪くありません。これ当人が書いた回答書かどうか私分かりませんが、ちょっとこれ町民の皆さんに理解していただけるかという、かなり難しいと思うんですよ。この膨らみを補修しても無駄だと書いてあるんですよ。何でかという、また膨らむから。湿気によって今回と同じになるんだって。だから、補修しても無駄だと書いてあるの。でも、もっとひどくなれば改修すると書いてあるの。もっとひどくなれば改修するんだって。でも、また同じになりますよね、理屈から言うと。新しく貼り替えてもまた同じになると書いてあるの。新しく貼り替えないで補修すればよくなるかという、また新しく貼り替えるよりもあれじゃないですか、工事適當になるんじゃないですかね、これ。要するに私が言いたいのは、何かやったときリスクというのは当然ありますよね。リスク回避というのはそのリスクがあったとき、どう対応するかということなんだけれども、対応していないというのがリスクなんです、今色麻町の。様子を見ているの。それがリスクなんですよ。早坂町長がかつて若手の議員だったころ、改善センター造りましたね。これ40年ぐらい前ですよ。あの古い技術をもって改善センターを造って、床40年間大丈夫だったのね。最新の技術を使って造ったら、1か月も持たなかったのね。これ事実として私が言ったとか私も妄想とかではなく、事実としてそうなんだよ。そして、このような状況になったのは、業者の責任ではないとやっちゃったの。私質問したとき、業者に責任を取らせろとやったんだけど、業者の責任でないとなった。だから、今となれば業者に責任を取らせる、とうにその時間は過ぎました。業者は責任取りません。法的にも取らせられません。そうすると、業者に責任なくて湿気が悪いんだけど、湿気。何でかという、湿気が悪いの。

ところで、これ町長おかしくありません。40年前の古い技術でやったんだけど、床は40年間もったけれども、新しい技術でやって1か月もたずに膨らんできてゆがんできて、そしたら普通は業者にこれ何とかしなさいと普通は言いますね。何でそれ言えなかったのかという、私はその残念な思いがあるんです。業者が悪いのではなくて、湿気が悪いというそういうことなんです、その辺、町長からお伺いしておきたいと思いま

す。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

業者への瑕疵に当たらない理由でございますが、工事につきましては当時改修工事でありまして、既存の床材を剥がし新しいシートを貼るだけの仕様でしたので、業者の瑕疵には当たらないということでございます。貼り替えのみで床の改修までについては、その当時の工事には入っていなかったというのもございます。それから、建設後40年以上たっているのでコンクリートの劣化が考えられまして、今回の工事ではコンクリートの撤去、新設の工事はその改修工事には入っていなかったと。それから、施工当時防湿シートを施工したかどうかはちょっと分からないのですが、防湿シートを施工している場合40年が経過して劣化が進んでおり、穴などが開き、そこから湿気が上がってきたのではないかとございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 要するに、今の技術でやっても同じことになるから、要するに、ああいう状況になっても業者には責任ないと。そうすると、湿気が上がってきたからああなったのではないかと何か人ごとのようだけれども、そこは改修、修繕、善処するつもりもないと。それがおかしいのではないかと私言っているの。さっきの道命線もそうだけれども、今回も分かるよね、何言っているか。要するに、やればそれなりのリスクというのは常にあるのさ。町として考えることというのはリスクはないほういい、何もそのとおりにぴたっと収まればいいんだけど、そうではなくて、場合によっては不測の事態というのはついて回ることがあるわけさ。それに目つぶって何もしないでちょっと様子見ているからというだけでは、これは町民を引っ張っていく執行部としてはどうかという。それから建設課、技術屋だから、皆さん技術屋で自分たちが少なくとも自分たちがやった仕事、それが町民の使うホール、ねじ曲がった床、これ別に支障ないよなんて、そんなのいいのかな。そして、事務所は、職員の使う事務所は、議会にも知らせずに予備費でさっさと直しちゃったの。さっさと直したの、職員のところは。ひどいよなんて、ここひどいから直せなんて。知らなかったよ、直したというの。予備費でやったというのは私分からなかったよ。議会にも知らせなかったわけだから、改修工事をやって不測の事態があれば議会にもそれは知らせたほうがいいさ、そんなの。課長とか町長辞職しろとかなんとかそんなふうにならないんだから、こういうことがあればこれを改善しなくちゃならないと。その方法というのはいろいろあるんだろうけれども、それはしっかりと知らせて、後の対応を検討するという、そういうことのほうが私いいんじゃないかと思うんだ。ホールはそのまま大丈夫だよなんて、そんなことってないんじゃないかなとあえて私は苦言を呈したいんです。これだけではなく、今後いろいろなことが起きると思うんだよ。ぴたっと何でもうまくいかないんだから、そのときの対応っていうのはそういうものじゃないかなと我々町民は思うのさ。少なくとも町民にとつ

て利用のしやすい改善センターの在り方、施設、こういったものをもう一度初心に帰って洗い直していただきたいなと思います。

それで、この改善センターの改修工事というのは、当初契約した金額というのがありますが、そこから私たちも知らなかったんですけれども、追加追加でどんどん膨れ上がっていった物件だったと記憶しているんですよ。私議会で質問したとき、どうして議会の議決をちゃんと議会に知らせて議決を得なかったのかと聞いたら、そのとき町長はそんなことをしていたら、業者から訴えられると言ったの。これ、残っていますよ、会議録に。訴えられると言った。それは多分こういうことだと思うんです。議会の議決まで待って予算を通していたら、工期に間に合わなくなることだってありますよね。そういうことの含みがあったと私は理解しています。それはそれで理解していますが、業者から表現の仕方として、業者から訴えられるのもいいんですが、やはり本来であれば業者に対して善処をまず求めるべきだったと思います。ただ、もう終わったけれども、終わったからしょうがないんだけど、ということで、何かの事業をやったらリスクはあると。そのリスクが出たときにはそれにしっかりと対応するのがリスク回避の考え方だと、この点について私はそう考えているんですが、町長も多分そう考えているんだろうと思いつつ質問をしているんですが、その点についてお伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大分前の話については若干私もきちんと覚えていないので、言われてみてそういうことだったかなという思いもありますが、いずれ今言われたことについては、対処はしなければなりません。今までの話の中で私よりも分かっている、例えば改善センター、あるいは建設課、そのほうから若干説明をさせたいと思います、状況も含めて。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 人材、大分入れ替わりしていますので、分からないと言われてもどうしようもないんですけれども、確かに事務所のほうは直したんです。それは私も分かっていました。ただ、大分事務所のほうは当初大分ひどかったということで、それで直さなくちゃならないということで、それは話は伺っておりましたので、それは分かっておりました。

それからホールについては、先ほど来の小川議員からの強いお叱りもありましたし、どういふ方法ですばつとはならないのではないかというふうに思っているんですけれども、何かいい方法があるかないかということについて相談をしながら、見積もりも取りながらちょっとそのところを考えさせてもらいたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 私その事務所というのは、改修前のやつ見ていないんです。だからよく分からないんだが、改修前というか、あれですよ。古い昭和40年ぐらい前に建てたその床は知っていますよ。ただ、その床を剥がして改修した床は見ていないから分からない。それを剥がして張り直したその床は見ていないんだけど、ただ、あの狭い事

務室、床が仕事できないぐらい今の話によると状況だったと。そのときそういう状況になることもあるのかもしれないけれども、業者に責任がないとかさ、誰に責任があるのかというと、頼んだ人ださ。最終的には頼んだ人の責任で直すということになるわけだから、金を出す人に責任があるんだから、そんなことというのはあるのかなというよね。

それと、もう言わないけれども、愚痴になるからだけれども、ただ町長、この床は直したほうがいいと思います。もっとひどくなったら直すなって言っても、1枚貼りでべろっとやったらまた同じことになると思う判断しているんだから、そうならない工法というのはあるはずだから、そうならないようにやればいいだけではないですか。湿気はもともと多分、もし湿気が上がってきたというのであれば、湿気はもともと上がっていたと思います。これは想像です。突然湿気上がるわけではないんだから、湿気上がっていても、以前は床が40年もっていたわけだから、何やっても駄目だからやらない。業者にも責任ないし、自分たちにも責任がないから様子見ているというのは、ちょっとこれいかなものなのかなと思っています。ただ、ああやれこうやれということは我々言っても判断は執行部のほうだから、ただ、町民のためにもこれはしっかりやり直して、町民の皆さんに披露したほうがいいと思います。責任の所在云々などというのはその後の問題だからと私は思っていますが、その辺について答弁します。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） シートについては前に使っていたシートと今回のシートは全く違いますので、それは私は専門的知識持っていませんけれども、そういう関係もあったかとは思いますが、ただ、いずれにしましてもさっき小川議員にも申し上げましたけれども、どういう方法、あるいは技術的にどういうふうにすれば今言ったような膨らみを直すことができるかどうかというそういうことも検討させてもらって、見積もりを取って判断をさせてください。そういうふうにしてできるだけ、40年を過ぎた建物ですので、大枚をまた改めて投入するという、そこまではしたくないなと思っていますので、できるだけ経費のかからない方法で、極端に見栄えの悪くないような方法を考えたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 建設水道課にはしっかりと技術を持った職員もいますので、内部でしっかりと検討していただいて、それで町民の皆さんに批判されないというか、なるほどなと思うそういうホール、町民の皆さんが憩う場所を造っていただきたいと思っています。

それで、議長、もしお願いができるのであれば、37分残っているんですが、明日にずれ込ませていただけないものかどうか、その辺、配慮をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 天野議員、今の2問目の質問はこれで終わりなんですか。

それでは、10番天野秀実議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、会議時間は午後5時までとなっておりますので、残りの一般質問は明日にお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。それでは、10番天野秀実議員の残りの一般質問は明日にお願いいたします。

続いて、議員各位にお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまです。

午後4時51分 延会
